

(案)

第六次富士市総合計画
後期基本計画
＜各論(修正版)＞

令和 8 (2026)年 5 月

総務部企画課

<参考：第六次富士市総合計画後期基本計画全体の構成>

I 後期基本計画

第1部 総論

- 第1章 計画策定の趣旨
- 第2章 前期基本計画の振り返り
- 第3章 計画のフレーム
- 第4章 めざす都市像の実現に向けた基本姿勢
- 第5章 計画策定の視点
- 第6章 政策の体系
- 第7章 未来の姿

第2部 各論

- 基本目標1 安心できる暮らしを守るまち
- 基本目標2 次代を担うひとを育むまち
- 基本目標3 支え合い健やかに過ごせるまち
- 基本目標4 豊かな環境を保ち継承するまち
- 基本目標5 活力を創り高めるまち
- 基本目標6 魅力を活かし人と人を繋ぐまち
- 基本目標7 快適な暮らしを続けられるまち

第3部 総合計画の推進にあたって

- 第1章 総合計画を推進するための取組
- 第2章 総合計画の進行管理

II 地区別のまちづくり行動計画

III 資料編

各論

各論の見方.....	1
基本目標1 安心できる暮らしを守るまち.....	3
基本目標2 次代を担うひとを育むまち.....	11
基本目標3 支え合い健やかに過ごせるまち.....	19
基本目標4 豊かな環境を保ち継承するまち.....	27
基本目標5 活力を創り高めるまち.....	35
基本目標6 魅力を活かし人と人を繋ぐまち.....	43
基本目標7 快適な暮らしを続けられるまち.....	51

「各論」の見方

基本目標

「めざす都市像」を具現化するための7つの基本目標を表しています。

政策分野

基本目標に繋がる政策分野を表しています。

将来のまちの姿

政策を推進した結果、本市がどのような姿になっているかを表しています。

成果指標

この政策分野の成果を示す指標であり、総合計画モニターへのアンケート調査により策定時・現状値を把握しました。

評価平均点は、5を最高評価として5段階評価の平均点、高評価者の割合は、同じ5段階評価で4、5と回答した総合計画モニターの割合を示しています。

目標値は、それに対する令和13(2031)年度の値を示しています。

基本目標1 安心できる暮らしを守るまち

政策分野1 危機管理

■将来のまちの姿

地震や風水害などへの備えが充実した 災害に強いまち

■成果指標 (総合計画モニター200人が「将来のまちの姿」として回答した人の割合から算出)

	策定時 令和3(2021)年度	現状 令和7(2025)年度	後期目標 令和13(2031)年度
評価平均点	2.88	3.16	3.40
高評価者の割合	20.5%	34.0%	55.0%



いざという時に役立つ様々な便利機能を搭載！
防災アプリ「防災ふじ」



富士早川改修工事の様子

■施策1 危機管理体制の強化

《前期の主な取組》

- ・ハザードマップや同報無線情報の通知機能に加え、避難行動要支援者の個別避難計画を作成する機能や避難情報発令時に要支援者と支援者をマッチングする機能を搭載した防災アプリ「防災ふじ」をリリースしました。
- ・災害時に支援が必要な要配慮者への支援体制構築のため、地域支援者や福祉専門職等と協働で、個別避難計画の作成促進に向けた取組を進めています。

《現状と課題》

近年、自然災害が激甚化・頻発化する中、平時からの関係機関との連携をはじめ、情報の発信や受信の手段、高齢者等を含めた支援体制の構築など、危機管理体制をより強化することが求められています。

基本方針

平時から関係機関等の連携強化を推進するとともに、避難行動要支援者の支援体制を構築するなど、危機管理体制の強化を図ります。

《主な取組》

- ・防災マップや防災アプリを活用し、災害リスクと対応の周知・啓発を図ります。
- ・平時及び緊急時に複数のメディアを活用し情報発信や受信手段を確保するため、防災アプリの機能強化や同報無線の整備・更新を行います。
- ・防災セミナーや防災出前講座、防災啓発動画などにより防災意識の高揚を図ります。
- ・国、県、防災関係機関等との連携体制の強化や民間施設等との災害時応援協定締結を推進するなど、災害時の受援体制の強化を図ります。
- ・地域の支援者や福祉専門職等と協働し、避難行動要支援者の支援体制の構築を図ります。

《構成事業》

- ・危機管理体制整備事業 ・防災無線整備事業 ・防災啓発事業 ・避難行動要支援者支援事業 など

施策

政策分野に位置づけた施策を表しています。

SDGsアイコン

当該施策が寄与するSDGsの17のゴールを表しています。

前期の主な取組

施策に関して、前期基本計画期間（令和4（2022）～8（2026）年度）に取り組んだ主要な取組内容を表しています。

現状と課題

当該施策に関する本市の現状と課題を表しています。

基本方針

課題を解決するための基本的な考え方と方向性を表しています。

主な取組

当該施策に関して、後期基本計画期間（令和9（2027）～13（2026）年度）に実施する具体的な取組内容を表しています。

構成事業

主な取組を実施する事務事業を表しています。

■施策2 地震対策の強化



◀前期の主な取組▶

- ・自主防災組織運営費補助金や自主防災組織防災器材購入費補助金を交付し、地域の防災力向上を促進しています。
- ・木造住宅の耐震補強工事や、危険なブロック塀などの撤去・改善に対して補助金を交付し、耐震化を促進しています。
- ・国、県に対する港湾施設の老朽化対策への要望活動や、県に対する第3波除堤の機能強化を反映した新たな地震被害想定策定への要望活動を実施しました。

◀現状と課題▶

南海トラフ地震の発生や津波の襲来が想定される中、高齢化の進行や外国人人口の増加など地域の状況が激しく変化しており、その変化に対応するため自主防災組織などの共助の取組を強化することが求められています。

基本方針

持続的な自主防災組織の形成を図り、地域主体の防災訓練や避難所開設訓練の実施を促進するとともに、震災時の住宅等の安全性を確保するなど、地震対策の強化を推進します。

◀主な取組▶

- ・地域防災指導員など防災活動のリーダーとなる多様な人材を育成し、地域防災力の向上を図ります。
- ・自主防災組織の先進的な活動内容の周知を図り、取組を強化するとともに、地域主体の避難所開設訓練の実施を促進します。
- ・避難所の衛生環境や避難者の心身の健康を確保するために必要な資機材を配備し、避難所の環境改善を図ります。
- ・周知看板等を活用し、適切な避難行動の促進を図ります。
- ・木造住宅等の耐震化や危険なブロック塀等の撤去・改善を促進し、震災時の被害軽減を図ります。
- ・国や県と連携し、ソフトとハード対策を組み合わせた津波対策や災害に強い港づくりを推進します。

◀構成事業▶

- ・自主防災組織育成事業 ・ 備蓄資機材整備事業 ・ プロジェクト「TOUKAI-0」事業 など

■施策3 豪雨等対策の強化



◀前期の主な取組▶

- ・浸水リスクの評価などにより、浸水対策の優先地区を設定した「富士市雨水管理総合計画」を策定・公表するとともに、主要河川や調整池・水門施設などの改修を実施しました。
- ・水防団に対し、救命胴衣の更新などの装備の支援を行いました。
- ・県と連携し、急傾斜地崩壊対策事業を推進しました。
- ・浸水常襲地区に水位計を設置し、地区での活用を推進しました。

◀現状と課題▶

近年、豪雨が激甚化・頻発化する中、浸水被害軽減のため河川改修を実施していますが、対策には時間を要することから、河川管理者による治水対策に加え、市民へ災害リスクを周知するとともに、あらゆる関係者による治水対策を進める必要があります。

基本方針

豪雨や台風等による被害を軽減するため、国や県と連携しながら治水対策を推進するとともに、河川等の維持管理や水位情報の発信により水害リスクの減少を図ります。

◀主な取組▶

- ・主要河川、水路及び雨水渠等の改修及び調整池など雨水流出抑制施設の充実により、浸水被害の軽減に努めます。
- ・河川及びその周辺の日常的なパトロールを実施するとともに、浚渫・樹木除去・清掃などの維持管理により、水害リスクの減少を図ります。
- ・水防団に対して資材・装備等の支援を行うなど、地域の水防力向上を図ります。
- ・土砂災害から住民の生命及び財産を守るため、国や県と連携を図り急傾斜地崩壊対策や砂防施設の整備を推進します。
- ・あらゆる関係者による治水対策を推進するため、市民が自ら生命を守るように水位情報を公開するとともに、市民による雨水浸透・貯留施設設置を促進します。

◀構成事業▶

- ・富士早川改修事業 ・ 水防団活動支援事業 ・ 急傾斜地整備事業 ・ 雨水浸透・貯留施設設置促進事業 など

政策分野1 危機管理

■将来のまちの姿

地震や風水害などへの備えが充実した 災害に強いまち

■成果指標

(総合計画モニター200人が「将来のまちの姿」であると回答した人の割合から算出)

	策定時 令和3(2021)年度	現状 令和7(2025)年度	後期目標 令和13(2031)年度
評価平均点	2.88	3.16	3.40
高評価者の割合	20.5%	34.0%	55.0%



いざという時に役立つ様々な便利機能を搭載!

防災アプリ「防災ふじ」



富士早川改修工事の様子

■施策1 危機管理体制の強化



《前期の主な取組》

- ・ハザードマップや同報無線情報の通知機能に加え、避難行動要支援者の個別避難計画を作成する機能や避難情報発令時に要支援者と支援者をマッチングする機能を搭載した防災アプリ「防災ふじ」をリリースしました。
- ・災害時に支援が必要な要配慮者への支援体制構築のため、地域支援者や福祉専門職等と協働で、個別避難計画の作成促進に向けた取組を進めています。

《現状と課題》

近年、自然災害が激甚化・頻発化する中、平時からの関係機関との連携をはじめ、情報の発信や受信の手段、高齢者等を含めた支援体制の構築など、危機管理体制をより強化することが求められています。

基本方針

平時から関係機関等の連携強化を推進するとともに、避難行動要支援者の支援体制を構築するなど、危機管理体制の強化を図ります。

《主な取組》

- ・防災マップや防災アプリを活用し、災害リスクと対応の周知・啓発を図ります。
- ・平時及び緊急時に複数のメディアを活用し情報発信や受信手段を確保するため、防災アプリの機能強化や同報無線の整備・更新を行います。
- ・防災セミナーや防災出前講座、防災啓発動画などにより防災意識の高揚を図ります。
- ・国、県、防災関係機関等との連携体制の強化や民間施設等との災害時応援協定締結を推進するなど、災害時の受援体制の強化を図ります。
- ・地域の支援者や福祉専門職等と協働し、避難行動要支援者の支援体制の構築を図ります。

《構成事業》

- ・危機管理体制整備事業 ・防災無線整備事業 ・防災啓発事業 ・避難行動要支援者支援事業 など

■施策2 地震対策の強化



《前期の主な取組》

- ・自主防災組織運営費補助金や自主防災組織防災器材購入費補助金を交付し、地域の防災力向上を促進しています。
- ・木造住宅の耐震補強工事や、危険なブロック塀などの撤去・改善に対して補助金を交付し、耐震化を促進しています。
- ・国、県に対する港湾施設の老朽化対策への要望活動や、県に対する第3波除堤の機能強化を反映した新たな地震被害想定策定への要望活動を実施しました。

《現状と課題》

南海トラフ地震の発生や津波の襲来が想定される中、高齢化の進行や外国人人口の増加など地域の状況が激しく変化しており、その変化に対応するため自主防災組織などの共助の取組を強化することが求められています。

基本方針

持続的な自主防災組織の形成を図り、地域主体の防災訓練や避難所開設訓練の実施を促進するとともに、震災時の住宅等の安全性を確保するなど、地震対策の強化を推進します。

《主な取組》

- ・地域防災指導員など防災活動のリーダーとなる多様な人材を育成し、地域防災力の向上を図ります。
- ・自主防災組織の先進的な活動内容の周知を図り、取組を強化するとともに、地域主体の避難所開設訓練の実施を促進します。
- ・避難所の衛生環境や避難者の心身の健康を確保するために必要な資機材を配備し、避難所の環境改善を図ります。
- ・周知看板等を活用し、適切な避難行動の促進を図ります。
- ・木造住宅等の耐震化や危険なブロック塀等の撤去・改善を促進し、震災時の被害軽減を図ります。
- ・田子の浦港周辺において、国や県と連携し、ソフトとハード対策を組み合わせた津波対策や災害に強いまちづくりを推進します。

《構成事業》

- ・自主防災組織育成事業 ・ 備蓄資機材整備事業 ・ プロジェクト「TOUKAI-0」事業 など

■施策3 豪雨等対策の強化



《前期の主な取組》

- ・浸水リスクの評価などにより、浸水対策の優先地区を設定した「富士市雨水管理総合計画」を策定・公表するとともに、主要河川や調整池・水門施設などの改修を実施しました。
- ・水防団に対し、救命胴衣の更新などの装備の支援を行いました。
- ・県と連携し、急傾斜地崩壊対策事業を推進しました。
- ・浸水常襲地区に水位計を設置し、地区での活用を推進しました。

《現状と課題》

近年、豪雨が激甚化・頻発化する中、浸水被害軽減のため河川改修を実施していますが、対策には時間を要することから、河川管理者による治水対策に加え、市民へ災害リスクを周知するとともに、あらゆる関係者による治水対策を進める必要があります。

基本方針

豪雨や台風等による被害を軽減するため、国や県と連携しながら治水対策を推進するとともに、河川等の維持管理や水位情報の発信により水害リスクの減少を図ります。

《主な取組》

- ・主要河川、水路及び雨水渠等の改修及び調整池など雨水流出抑制施設の充実により、浸水被害の軽減に努めます。
- ・河川及びその周辺の日常的なパトロールを実施するとともに、浚渫・樹木除去・清掃などの維持管理により、水害リスクの減少を図ります。
- ・水防団に対して資材・装備等の支援を行うなど、地域の水防力向上を図ります。
- ・土砂災害から住民の生命及び財産を守るため、国や県と連携を図り急傾斜地崩壊対策や砂防施設の整備を推進します。
- ・あらゆる関係者による治水対策を推進するため、市民が自ら生命を守るように水位情報を公開するとともに、市民による雨水浸透・貯留施設設置を促進します。

《構成事業》

- ・富士早川改修事業 ・ 水防団活動支援事業 ・ 急傾斜地整備事業 ・ 雨水浸透・貯留施設設置促進事業 など

政策分野2 消防・救急・救助

■将来のまちの姿

迅速で的確な消防・救急・救助体制が備わったまち

■成果指標

(総合計画モニター200人が「将来のまちの姿」であると回答した人の割合から算出)

	策定時 令和3(2021)年度	現状 令和7(2025)年度	後期目標 令和13(2031)年度
評価平均点	3.29	3.59	3.70
高評価者の割合	43.9%	58.0%	65.0%



一斉放水の様子



傷病者搬送訓練の様子

■施策1 消防体制の強化及び施設等の充実



《前期の主な取組》

- ・消防活動用ドローンを配備するとともに、消防車両、消防団車両及び消防資機材等の整備を行い、防火水槽の長寿命化修繕を進めています。
- ・非常用自家発電機の設置や女性専用施設の整備のほか、消防体制の見直しを図っています。
- ・消防団アプリを導入し、消防団の体制強化を図りました。
- ・富士宮市と共同運用している高機能消防指令センターの全部更新を行いました。

《現状と課題》

激甚化する自然災害や複雑・多様化する火災等の災害による被害の軽減を図るため、消防施設をはじめとする消防資機材等の充実と、地域防災力の中核を担う消防団組織を含めた消防力の適正配置等の整備を進め、より一層の消防体制の強化が求められます。

基本方針

激甚化する自然災害や複雑・多様化する火災等の災害に備え、消防力の適正配置や消防団の地域防災との連携強化を進め、消防体制の強化を図るとともに消防施設等の充実を図ります。

《主な取組》

- ・耐震性防火水槽の整備を行うとともに、防火水槽の長寿命化を進めます。
- ・消防車両及び消防資機材等の整備を推進することにより、消防活動の高度化を図ります。
- ・地域特性及び消防需要に対応した消防力の適正配置による消防体制の強化及び施設等の整備に取り組みます。
- ・消防団員の処遇改善を図るとともに、イベントやSNS等を積極的に活用し、消防団員の確保に取り組みます。
- ・消防団員が活動しやすい環境を整えるため、消防団詰所の修繕及び維持管理を計画的に進めます。
- ・高機能消防指令センターの安定稼働及び迅速、確実な指令業務を遂行することにより市民サービスの向上を図ります。

《構成事業》

- ・消防水利維持管理事業 ・消防車両・資機材整備事業 ・消防庁舎整備事業 ・消防団組織運営事業 など

■施策2 火災予防の促進



＜前期の主な取組＞

- ・計画的な立入検査を実施するとともに、消防法令違反の対象物に対して速やかに違反処理に移行するなど、査察体制の整備を行っています。
- ・危険物取扱事業所に対して適正な指導を行えるよう体制の整備を図り、強化を進めています。



＜現状と課題＞

立入検査時に覚知した消防法令違反に対して速やかに違反処理に移行できるような体制強化を図るとともに、危険物取扱事業所に対しては安全対策マニュアルの作成、見直しを図ることが求められています。

基本方針

効率、効果的な立入検査を実施することで、火災の予防及び危険物取扱事業所の安全対策強化を促進し、事故防止を図ります。

＜主な取組＞

- ・立入検査の実施方法など検討し、効率的かつ効果的に行えるような査察体制の構築化を目指していきます。
- ・消防法令違反のある対象物に対しては速やかに違反処理に移行できる体制の強化を図ります。
- ・危険物取扱事業所に対して安全対策の強化を図るため、定期的に立入検査を実施できるよう体制の強化を図るとともに、危険物施設の設置等では適正な指導を行っていきます。
- ・高齢化の進行に伴い、福祉施設が増加傾向にあるため、防火管理体制マニュアル作成指導を行い、このマニュアルに基づき訓練指導を実施します。

＜構成事業＞

- ・火災予防査察事業 ・危険物製造所等設置等事業 ・消防訓練指導事業 など

■施策3 救急・救助活動の充実・強化



＜前期の主な取組＞

- ・個人や団体を対象に普通救命講習を実施し、応急手当の普及を図っています。
- ・派遣型病院実習や救急技術シミュレーションを通じて、専門性の高い職員を育成し、救命率の向上を図っています。
- ・救助隊員を消防大学校や消防学校などへ派遣し、高度な知識と技術を習得させ、質の高い救助隊員の育成に取り組んでいます。



＜現状と課題＞

火災、交通事故、水難事故や山岳遭難事故に加え、異常気象などによって激甚化する自然災害に備え、救急・救助活動の高度化や、早期医療介入を可能とするための病院前救急体制の充実が求められています。

基本方針

救急資機材の整備や、高度な知識と技術を習得した救急救命士及び救助隊員の育成、病院前救急体制の充実と応急手当の普及を促進し、救急・救助体制の充実・強化を図ります。

＜主な取組＞

- ・救急隊員や救急救命士を専門研修所へ派遣し、救急救命士及び指導救命士の育成を推進することで、専門性の高い救急活動と効果的な教育訓練体制を構築します。
- ・救助隊員を消防大学校や消防学校などへ派遣し、専門的な救助技術の習得と特殊災害に対応できる高度救助隊員の育成を図ります。
- ・関係医療機関と連携し、救急活動を検証することで、救急活動の質と搬送体制の向上を図ります。
- ・普通救命講習などを実施し、市民による応急手当の普及を推進することにより、救命の連鎖の円滑化を図ります。

＜構成事業＞

- ・救急体制強化事業 ・救急普及啓発事業 ・救助技術推進事業 ・遭難対策事業 など

政策分野3 市民安全

■将来のまちの姿

犯罪や交通事故のない 安心して生活できるまち

■成果指標

(総合計画モニター200人が「将来のまちの姿」であると回答した人の割合から算出)

	策定時 令和3(2021)年度	現状 令和7(2025)年度	後期目標 令和13(2031)年度
評価平均点	2.71	3.01	3.30
高評価者の割合	19.2%	32.0%	45.0%



高校生サイクルマナーアップ街頭指導の様子



防犯講演会の様子

■施策1 防犯まちづくりの強化



《前期の主な取組》

- ・安全なまちづくりを進めるため、不審者情報メール配信や防犯パトロール、防犯講座や通学路防犯カメラ設置費補助事業などを実施しています。
- ・防犯用街路灯設置事業費補助を交付し、町内会が保有する防犯灯のLED化を促進しています。
- ・薬物乱用防止や、各種犯罪の現状や課題、対策を伝え、市民の防犯意識を高めるため、講演会を実施しています。

《現状と課題》

特殊詐欺や空き巣、車上ねらいなど犯罪が巧妙化しているため、すべての市民の防犯意識の高揚を図るとともに、違法薬物の入手が容易な環境に対応するため、薬物乱用防止の啓発を強化する必要があります。

基本方針

市民一人ひとりの日常生活における防犯意識を高め、地域の防犯活動を促進するとともに、薬物に対する正しい知識を普及するなど、防犯まちづくりの強化を図ります。

《主な取組》

- ・不審者情報のメール配信や防犯パトロール、防犯講座、防犯講演会を通じた特殊詐欺及び身近な犯罪の発生状況や被害防止対策の周知に努め、市民や事業者、関係団体、学校等との協働による安全なまちづくりを推進します。
- ・町内会等が設置する通学路防犯カメラの設置費及び維持管理費等に対し、補助金を交付するとともに、駅周辺や公園等へ街頭防犯カメラを設置し、犯罪抑止と市民の安全確保に取り組みます。
- ・町内会等による防犯灯の設置費及び維持費に補助金を支給し、地域とともに、夜間における安全な通行の確保に取り組みます。
- ・覚せい剤や大麻等の薬物乱用の危険性について啓発するため、パネル展を実施するほか、中学生に対し薬物読本を配布します。

《構成事業》

- ・防犯まちづくり事業

■施策2 交通安全対策の推進



《前期の主な取組》

- 交通安全運動期間における街頭啓発を行うとともに、交通安全教室や高校生等の自転車マナー街頭指導などの交通安全運動を実施しています。
- 市内公共交通共通回数券の発行を行うなど、高齢者運転免許自主返納支援を進めています。

《現状と課題》

歩行中・運転中に関わらず65歳以上の高齢者が交通死亡事故の大半を占めている中、高校生の自転車事故件数が県平均を大きく上回ることや飲酒運転等の交通違反検挙数が多いことなどから、すべての年代に対する交通安全活動を官民一体となって強化していくことが求められます。



基本方針

多様な啓発活動を継続的に展開し、全年齢層が交通ルールとマナーを身につけ、意識的に安全な交通行動をとれることができる社会を目指します。

《主な取組》

- 交通安全関係団体や警察等と協働し、自転車の安全利用方法の周知を含めた交通安全教室や高校生等への自転車マナー街頭指導などの交通安全運動のほか、ヘルメット着用を促進するための啓発を実施します。
- 反射材の着用を促進するキャンペーンや普及活動を推進し、交通安全教室や街頭指導による啓発を継続することで、夜間・薄暮時の事故防止と地域の安全意識向上に取り組みます。
- 交通安全推進団体や警察等と連携し、飲酒運転根絶のための広報など交通事故防止に向けた街頭啓発を実施します。
- 高齢運転者の事故防止のため、65歳以上の運転免許返納者に対して公共交通共通回数券を発行するなど、運転免許の自主返納を促すとともに、免許返納のメリットの周知に努め、公共交通の円滑な利用を促進します。

《構成事業》

- 交通安全運動推進事業 ・ 交通安全教育推進事業 ・ 交通安全団体支援事業

■施策3 安全・安心な消費生活の確保



《前期の主な取組》

- 富士市生活展や各種イベントで啓発活動を実施し、消費者被害の防止に取り組んでいます。
- 市政いきいき講座や中高生を対象とした家庭科連携授業など、様々な消費者啓発講座を実施し、消費者教育を推進しています。

《現状と課題》

SNSなどのインターネットにおけるサービスの多様化により、消費者被害の複雑化が進んでいることから、年代に応じた消費者教育や様々な広報手段による啓発活動を強化する必要があります。



基本方針

消費者からの相談に的確な対応ができる体制を整えるとともに、被害に遭わないよう相談・啓発活動を強化するなど、安全・安心な消費生活の確保を図ります。

《主な取組》

- 市政いきいき講座や中高生を対象とした家庭科連携授業などの年代に応じた啓発講座による消費者教育を実施するとともに、コミュニティエフエムやSNSを活用した啓発活動等を実施することで、消費者被害への対策を強化します。
- 富士市消費者安全確保地域協議会の構成団体等と連携して、地域や家庭などにおける高齢者や障害者に対する見守り活動を促進します。
- 消費者教育の担い手を育成し、消費者団体や事業者など多様な主体との協働による消費者教育を推進します。

《構成事業》

- 消費者行政推進事業 ・ 消費生活相談事業 ・ 市民相談事業 など

政策分野4 市民活躍

■将来のまちの姿

市民一人ひとりの個性が活かされ活躍できるまち

■成果指標

(総合計画モニター200人が「将来のまちの姿」であると回答した人の割合から算出)

	策定時 令和3(2021)年度	現状 令和7(2025)年度	後期目標 令和13(2031)年度
評価平均点	2.83	3.17	3.30
高評価者の割合	21.5%	34.0%	45.0%



まちづくり行動計画策定ワークショップの様子



男女共同参画の視点からのキャリア教育授業の様子

■施策1 地区まちづくり活動の推進



《前期の主な取組》

- ・地域の課題解決に取り組む各地区まちづくり協議会の活動を支援するため、補助金及び交付金の交付や、役員を対象とした各種研修会を開催するとともに、まちづくりセンターへの指定管理者制度の導入を促進し、各地区まちづくり協議会の主体的な活動による自律的な地域コミュニティの形成を図っています。
- ・まちづくりセンター(吉原・富士見台・天間・原田)のリニューアル工事を順次実施しています。

《現状と課題》

地域課題が多様化・複雑化する中、「地域の課題は地域で解決する」という考えに基づき、地域の課題解決力の一層の向上が必要になるとともに、これまで以上に地域活動の担い手不足が深刻化しており、人材の発掘・育成が必要となっています。

基本方針

住みやすいまちであり続けるために自ら考え行動する地域コミュニティの形成を図り、課題解決と住民参画のまちづくりを推進します。

《主な取組》

- ・補助金の交付や研修の実施などにより、地域の課題解決力の強化を支援します。
- ・情報提供や機会の創出により、若者や女性など、様々な人材のまちづくり活動への参画を図ります。
- ・地域に寄り添ったきめ細かな伴走支援を提供することにより、主体的なまちづくり活動を促進します。
- ・地域コミュニティを支える最も基礎的な組織である町内会・区に対して、組織や活動の維持を図るための支援を強化します。
- ・まちづくりセンターのリニューアルなど整備を進め、まちづくり活動の拠点の利便性を高めます。

《構成事業》

- ・地域自治振興事業 ・コミュニティづくり推進事業 ・まちづくりセンター施設整備事業
- ・まちづくりセンター運営管理事業 ・まちづくりセンター地域づくり推進事業 など

■施策2 男女共同参画の推進



《前期の主な取組》

- ・小中学校での男女共同参画のキャリア教育授業や市民・事業者対象のセミナー・イベント等を開催し、男女共同参画の推進のための意識啓発に取り組んでいます。
- ・男女共同参画推進員（市民推進員・事業所推進員）を設置するなど、市民や市民団体、事業者との協働による男女共同参画の推進を図っています。
- ・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の導入や人権講演会等の開催により、セクシュアル・マイノリティに関する理解促進に向けた取組を進めています。

《現状と課題》

依然として固定的な性別役割分担意識の影響が根強く残っているため、アンコンシャス・バイアスを払拭し、性別に関わらず、すべての人が希望に応じて、家庭や職場、地域などのあらゆる分野で活躍できる社会の実現が求められています。

基本方針

性別に関わらず、すべての人が希望に応じてあらゆる分野で活躍できるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進するほか、性の多様性を尊重し、誰一人取り残さないジェンダー平等社会の実現を目指し、男女共同参画の推進を図ります。

《主な取組》

- ・性別により進路・職業選択の幅を狭めることのないよう、男女共同参画の視点からのキャリア教育授業を実施します。
- ・男女共同参画推進員（市民推進員）との連携により、生活に身近な地域における啓発事業やセミナー等を実施します。
- ・男女共同参画推進員（事業所等推進員）設置事業所に対する他事業所の好事例の情報提供やセミナー講師及びアドバイザー派遣などにより、性別を問わず働きやすい職場環境の整備・充実を図るための支援を行うとともに、事業者を対象としたセミナーやイベント等を開催し、事業所間の交流や情報交換を促進します。
- ・男女が互いの人権を尊重し、誰もが安心して暮らせるよう、ジェンダーに基づくあらゆる暴力を根絶するための啓発活動を実施します。
- ・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の周知や人権講演会等の開催により、セクシュアル・マイノリティに関する理解促進を図ります。

《構成事業》

- ・男女共同参画推進事業 ・男女共同参画センター事業 ・女性の社会参加自立支援事業 ・男女共同参画普及啓発事業

■施策3 多文化共生の推進



《前期の主な取組》

- ・外国人市民相談対応事業や翻訳通訳事業を実施し、外国人市民が安心して暮らせる環境づくりを進めています。
- ・外国人児童生徒や保護者を中心に、日本語学習支援事業を実施し、多文化共生の地域づくりを推進しています。

《現状と課題》

在住外国人の定住化や企業等における外国人材の雇用が増えていることから、ライフステージに応じた支援及び、日本人市民と外国人市民が地域で暮らす社会の構成員として共に尊重できる多文化共生社会の実現が求められています。

基本方針

日本人市民と外国人市民が、文化や生活習慣等の違いを超えて、互いを尊重し、助け合い、共に地域の生活者として暮らせるよう、多文化共生の推進を図ります。

《主な取組》

- ・地域におけるイベント等を交流のきっかけづくりの場とすることで、日本人と外国人の交流の充実を図り、相互理解と地域社会への参画を促進します。
- ・やさしい日本語の普及啓発や日本語ボランティア養成講座、外国人の日本語学習支援の実施などの取組により、日本人・外国人相互のコミュニケーションを充実させるとともに、多文化共生を担う人材の発掘・育成を図ります。
- ・生活相談への対応や防災意識の啓発などにより、外国人市民が安心して快適に暮らせる環境づくりを進めるとともに、ウェブサイトやSNS等を活用し、やさしい日本語や多言語により生活関連情報及び防災関連情報を効果的に発信します。
- ・外国人を雇用する事業者との連携を強化し、労働環境の向上を推進します。

《構成事業》

- ・地域国際化事業

政策分野1 こども

■将来のまちの姿

すべてのこどもが自分らしく生き 成長し 発達していくことができ 大切にされるまち

■成果指標

(総合計画モニター200人が「将来のまちの姿」であると回答した人の割合から算出)

	策定時 令和3(2021)年度	現状 令和7(2025)年度	後期目標 令和13(2031)年度
評価平均点	2.60	3.00	3.20
高評価者の割合	11.6%	26.0%	35.0%

※記載数値は、前期基本計画における「子ども・若者」の数値



富士市こどもの虐待防止研修会の様子



こども家庭センターの様子

■施策1 こどもまんなか社会の推進

《前期の主な取組》

- ・「富士市子どもの権利条例」を制定し、こどもの権利の普及・啓発、理解促進の取組を実施しています。
- ・こどもの相談窓口を開設するとともに、こどもの権利侵害についての調査・調整等を行う「富士市子どもの権利救済委員」を設置し、こどもの権利の回復を支援しています。
- ・「富士市子ども計画」を策定し、子育て、保育、教育等のこども施策を計画的かつ総合的に推進しています。
- ・こどもの視点に立って、こどもが安心して過ごすことのできる多様な居場所づくりを推進しています。

《現状と課題》

こどもの権利の擁護が図られ、将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができるよう、地域全体でこどもが権利の主体であるという意識を共有し、こどもが安心して過ごせる居場所を確保するとともに、様々な取組に対して意見表明や参加できる機会を設け、こどもの多様な声を取り入れて反映する仕組みづくりが求められています。

基本方針

こどもの権利に関する理解促進の取組を推進するとともに、こどもの居場所の確保や意見表明・参加の機会を充実させることにより、こどもを真ん中に据えたまちづくりの推進を図ります。

《主な取組》

- ・大人やこどもが「富士市子どもの権利条例」の趣旨や内容についての理解を深め、こどもの権利を守るための実践へとつなげていけるよう、こどもの権利に関する理解促進の取組を推進します。
- ・関係機関と連携し相談体制の充実を図るとともに、権利侵害を受けたこどもに寄り添い権利の回復を支援します。
- ・こどもが市政やまちづくりについて考え、意見を表明し、主体的に参加する機会の充実を図ります。
- ・こどもの今と将来の生活に影響を与える政策について、こどもの意見等を聴き、意見の反映を図ります。
- ・こども一人ひとりの主体性を尊重し、それぞれのこどもの特性やニーズに応じた学び、遊び、体験、交流、休息などができる環境をこども視点で確保し、全てのこどもが自分の居場所を持てるよう多様な居場所づくりを推進します。

《構成事業》

- ・こども計画推進事業 ・子どもの権利推進事業

■施策2 多様な境遇にある子どもと家庭への支援



《前期の主な取組》

- ・不登校児童・生徒を支援する「ステップスクール・ふじ」、困難を抱える若者を支援する「ココ☆カラ」、GIGAタブレット端末を活用した相談窓口「ほっとデジタル相談・ふじ」の運用を通して、児童・生徒の思いに寄り添った支援をしています。
- ・児童虐待防止等に関する研修会を実施するなど、虐待の未然防止に取り組んでいます。
- ・母子保健・児童福祉の両機能を備えるこども家庭センターを設置し、多様な境遇にある子どもと家庭に対し相談支援を行っています。



《現状と課題》

児童虐待相談件数、いじめ認知件数、不登校児童・生徒数が増加傾向にあり、また生活困難層、ひとり親家庭、外国人世帯等、困難を抱える家庭の状況も多様化している中で、多様な境遇にある子ども一人ひとりを必要な支援につなぐための体制整備が求められています。

基本方針

困りごとを抱える子どもが気軽に相談でき、安心して過ごせる環境づくりや支援体制の強化を図ります。

《主な取組》

- ・不登校児童・生徒や困難を抱える若者に寄り添った支援を行うため、「ステップスクール・ふじ」や「ココ☆カラ」が中心となり地域や関係機関との連携強化を推進します。
- ・小中学校の全児童・生徒に配付しているGIGAタブレット端末による相談窓口を引き続き運用するとともに、関係機関との連携を強化し、より精度の高い相談対応を行います。
- ・こども家庭センターにおいて、虐待、経済困窮、家族問題など困難を抱える若者やその家族に対し、それぞれの状況に応じたきめ細かな相談支援を行うほか、困りごとを抱える子どもが気軽に相談できる体制づくりを行います。
- ・保育士や幼稚園教諭、小中学校の教員等を対象に研修を実施し、虐待をいかに早く発見するか、また虐待を受けた子どもをどのように支援したらよいかを学ぶ機会を設けます。
- ・里親制度に関する市民の理解・協力を促進するため、民間の関係団体と協働し、普及啓発活動を行います。

《構成事業》

- ・青少年相談事業 ・青少年非行防止事業 ・こども家庭支援事業 ・子ども・若者育成支援事業 など

■施策3 こどもの発達・成長に応じた支援



《前期の主な取組》

- ・こども発達センターにおいて、関係機関との連携のもと、発達相談の実施及び児童発達支援事業所、幼稚園、保育園等への訪問支援を行い、発達支援の助言・指導を行っています。



《現状と課題》

発達に課題を抱える子どもが増加傾向にある中で、こども発達センターにおいて地域の障害児支援の中核的役割を担い、発達支援・家庭支援、専門的な指導や助言を行うとともに、個々の特性や課題に応じた支援・取組を行うことが求められています。

基本方針

障害や発達に特性がある子ども、医療的ケアの必要なこどもの地域社会への参加・包括を推進し、将来的に自立や社会参加が実現するよう支援します。

《主な取組》

- ・地域の障害児支援の中核的役割を担う機関として、関係機関と連携を取りながら、幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援、障害児支援事業所に対する助言・援助、インクルージョンの推進、障害児の発達支援の入口としての相談支援等を行います。
- ・発達の遅れや障害のある就学前の子どもを対象に、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などの発達支援を提供します。
- ・発達の遅れや障害のある就学前の子どもを対象に、発達状況に応じて専門職が発達相談、発達検査、言語相談及び指導、摂食指導、運動機能訓練、保健指導、計画相談支援を実施します。

《構成事業》

- ・こども発達センター施設管理事業 ・みはら園運営事業 ・発達相談室早期発達支援事業 ・発達相談室相談事業 など

政策分野2 子育て

■将来のまちの姿

安心して子どもを生み 健やかに育てられるまち

■成果指標

(総合計画モニター200人が「将来のまちの姿」であると回答した人の割合から算出)

	策定時 令和3(2021)年度	現状 令和7(2025)年度	後期目標 令和13(2031)年度
評価平均点	3.10	3.30	3.50
高評価者の割合	38.0%	45.0%	55.0%



子育て支援センターの様子



産後ケア事業の様子

■施策1 切れ目のない子育て支援の充実



《前期の主な取組》

- ・妊娠から子育て期までの幅広い相談に対応しています。
- ・1か月児から5歳児まで、乳幼児期の切れ目ない健診等を実施し、乳幼児と家族の健康の保持・増進を図っています。
- ・養育支援が必要な親子の支援を行っています。
- ・児童手当、医療費助成、妊婦のための支援給付、不妊・不育治療費補助等により、子育て世帯への経済的支援策を行っています。
- ・母子保健・児童福祉の両機能を備えるこども家庭センターを設置し、母子保健に係る取組やひとり親家庭への支援などの相談支援を行っています。

《現状と課題》

発達に不安を抱える親子の増加、核家族化の進行、共働き世帯の増加等により、養育支援のニーズが年々高まる傾向にあるなかで、こどもや子育て当事者を取り巻く環境の変化に対応しつつ、医療、保健、教育、福祉等が連携して、個別的、継続的かつ包括的な子育て支援を行うことが求められています。

基本方針

妊娠・出産・子育てに関して、いつでも気軽に相談できる体制や、各種の助成等により、切れ目のない子育て支援の充実を図ります。

《主な取組》

- ・プレコンセプションケアを推進するため、妊娠前からの健康状態の確認や生活習慣の改善を支援するとともに、正しい情報の提供を行います。
- ・妊娠期から産後にかけて父親に対する支援を充実させます。
- ・乳幼児の発育及び健康の保持・増進、疾病予防の観点から、5歳児までの切れ目のない健診の実施体制を継続します。
- ・妊産婦等の身体的・精神的な負担の軽減を図るため、妊娠期から子育て期までの相談支援窓口の強化と、専門職によるアウトリーチ支援を、こども家庭センターを拠点として包括的に取り組みます。
- ・養育支援が必要な家庭に対し、妊娠中からきめ細かな相談支援を継続します。
- ・児童手当の支給やこども医療費の助成により、経済的な負担軽減を図ります。
- ・ひとり親家庭への経済的負担の軽減や、自立支援をする相談体制の充実を図ります。

《構成事業》

- ・妊産婦保健事業 ・思春期保健事業 ・乳幼児健康診査事業 ・母子訪問指導事業 ・妊産婦支援事業
- ・こども医療費助成事業 ・ひとり親家庭等給付事業 ・児童手当支給事業 ・児童扶養手当支給事業 など

■施策2 幼児教育・保育環境の整備



＜前期の主な取組＞

- ・公立幼稚園・保育園等について、富士市公立教育・保育施設再配置計画に基づき、廃止や民間移管等を通じた適切な配置を行うとともに、大規模改修等を計画的に実施し、施設の長寿命化を実施しています。
- ・通年での待機児童の縮減に向け、公立保育施設の受入枠拡大や保育士の確保、教育・保育の質の向上等に取り組んでいます。
- ・全てのこどもたちの健やかな育ちを支援するため、「こども誰でも通園事業」を実施しています。

＜現状と課題＞

少子化が進む一方、共働き世帯の増加等による保育需要の変更に対応した教育・保育施設の適正配置や老朽化対策、安全性確保が求められているとともに、子どもの多様な個性に対応した質の高い教育・保育を行うため、保育士の確保と資質向上を進めていく必要があります。



基本方針

教育・保育ニーズに柔軟に対応するとともに、安心して質の高い幼児教育・保育を受けられるよう、子育てしやすい環境の整備を図ります。

＜主な取組＞

- ・少子化の進行や多様化する教育・保育ニーズに対応した教育・保育サービスの充実とともに、施設の適正配置を進めます。
- ・年間を通じた待機児童の縮減を図るため、既存施設の活用等により、受入枠の確保を図ります。
- ・子ども一人ひとりの個性や特性に寄り添った教育・保育を提供できるよう、研修等を通じ保育士等の専門性向上に努めます。
- ・保護者及び保育士等の負担軽減を図るため、教育・保育現場へのデジタル技術の活用を促進します。
- ・子どもたちがスムーズに小学校生活を始められるよう、「架け橋プログラム」により幼稚園、保育園等と小学校の連携を強化します。
- ・地域の子育て家庭への支援を一層進めるため、既存施設を活用した「こども誰でも通園事業（乳児等通園支援事業）」を推進します。

＜構成事業＞

- ・公立幼稚園・保育園等運営事業 ・幼稚園教諭・保育士等研修事業 ・保育園等給食管理事業
- ・私立幼稚園・保育園等運営助成事業 ・幼稚園・保育園等小学校接続事業 など

■施策3 子育てしやすい環境の整備



＜前期の主な取組＞

- ・会員登録した子育てサポートの利用者と提供者をマッチングするファミリー・サポート・センターを運営しています。
- ・地域子育て支援センターで乳幼児と保護者の交流、子育て相談や情報提供を行うとともに、児童館や複合型子育て拠点みらいてらすなどで、こどもの居場所や交流機会を提供しています。
- ・子育てを温かく見守り支援する「はぐくむFUIオフィシャルサポーター認定制度」を運用しています。
- ・放課後児童クラブ運営の法人移行を進めるとともに、支援員等の研修を実施するなど、育成支援体制の充実を図っています。

＜現状と課題＞

少子化や核家族化の進行、共働き世帯の増加等により、こどもや子育て当事者を取り巻く環境が変化している中、こどもや子育て当事者の視点に立ち、だれもが安心して子育てができる環境を整備するとともに、社会全体で子育てを支え、子育ての喜びを共有・共感できる環境づくりが求められています。



基本方針

こどもや子育て当事者の視点に立った多様な居場所や交流の場の提供、社会全体で支える体制づくりを進め、子育てがしやすく、子育ての喜びを実感できる環境の整備を図ります。

＜主な取組＞

- ・こどもの視点に立った、安全で安心して過ごすことのできる多様な居場所・遊び場づくりを推進します。
- ・ファミリーサポート等の子育て支援事業に関する情報発信を推進するとともに、支援内容の充実を図ります。
- ・複合型子育て拠点みらいてらすの子連れコワーキングスペースを活用し、多様な働き方の選択肢の普及促進を図るなど子育てしやすい環境づくりを推進します。
- ・地域子育て支援センターや児童館などにおいて、こどもや子育て当事者が交流をもてる機会の場の充実を図ります。
- ・放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブの提供する育成支援の質の更なる向上を図るとともに、施設の整備・環境改善などハード面の充実にも取り組みます。
- ・「はぐくむFUIオフィシャルサポーター認定制度」など官民の連携・協働による子育て支援の充実を図ります。

＜構成事業＞

- ・子ども子育て支援事業 ・子育て環境整備事業 ・児童健全育成事業 ・放課後児童クラブ運営管理事業 など

政策分野3 学校教育

■将来のまちの姿

すべての子どもが学びを楽しむことができるまち

■成果指標

(総合計画モニター200人が「将来のまちの姿」であると回答した人の割合から算出)

	策定時 令和3(2021)年度	現状 令和7(2025)年度	後期目標 令和13(2031)年度
評価平均点	3.03	3.29	3.40
高評価者の割合	28.3%	40.2%	50.0%



富士中学校授業風景



市立高校探究学習発表会

■施策1 自立し生きる力をもつ児童生徒の育成



《前期の主な取組》

- ・道徳教育、キャリア教育、外国語指導や特別支援の視点に立った教育の充実により、児童生徒がよりよい生き方について考える環境を提供しています。
- ・個別最適な学びと協働的な学び、ICTの活用、体験活動などを効果的に取り入れることにより、児童生徒のコミュニケーション能力や問題解決能力を育てています。
- ・SSWやSC等の研修の充実により、生徒指導上の諸問題解決に向けて組織的かつ迅速に対応できる体制を構築しています。

《現状と課題》

近年、不登校児童生徒が急増している中、その原因も多様化し、学校生活だけでなく家庭環境の把握・支援と、一人ひとりの特性や障害、セクシャルマイノリティ等の多様性を認める教育を推進する必要性が高まっていることから、児童生徒に寄り添った指導の実践や、学校内における居場所づくりが求められています。

基本方針

児童生徒が自己肯定感を高め、社会的に自立し生きる力を身に付けるため、安心して過ごせる居場所や環境を整えるとともに、教職員の資質向上のための取組を推進します。

《主な取組》

- ・一人ひとりの個性や多様性を尊重しようとする豊かな心を育てるとともに、健康な心身を保つために必要な生活習慣を身につける取組を推進します。
- ・登校できても教室に入りづらい児童生徒の居場所となり、安心して過ごせる環境や特性を持つ児童生徒の学校生活への適応を支援するため、専門職による相談や関係機関との連携体制を整えます。
- ・多様化する学びに対応した教育環境の整備に取り組みます。
- ・特別支援に関連するサポート員等の配置により学級担任を支えるとともに、学校を巡回して助言する人材を配置し、学校運営を支える体制の強化を図ります。
- ・日本語の読み書きや会話に困難を抱えている児童生徒の学校生活を支援します。
- ・大学教授等を校内研修等の講師として招聘するなどにより教職員の資質向上を図るとともに、教育DXの推進や地域連携などを活用して教職員の働き方を見直します。

《構成事業》

- ・生き方支援事業 ・特別支援教育充実事業 ・教育研究事業 ・教育研修センター運営管理事業
- ・教職員研修運営事業 ・小中学校教職員人事管理事業 など

■施策2 教育の質の向上及び環境整備



《前期の主な取組》

- ・小中学校の適正規模・適正配置基本方針を策定し、適正化に努めるとともに、老朽化した施設の整備・長寿命化を推進しています。
- ・全中学校区で小中一貫教育を開始し、全小中学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティスクールとしました。
- ・GIGAスクール構想により1人1台タブレット機器を整備し、ICTを活用した授業や校内研修などを進めています。
- ・学校給食の公会計化を実現し、運用しています。

《現状と課題》

急速に進む児童生徒数の減少に対応し、適正規模による学びを確保するため、教育の質を一層充実させるほか、学校施設の適切な環境整備を行うとともに、部活動の地域連携・地域展開を推進することが求められています。



基本方針

児童生徒の学びの質を確保するために学校再編を進め、良好な教育環境を提供するとともに、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保できるよう部活動の地域展開を推進します。

《主な取組》

- ・部活動の地域連携・地域展開を実現し、地域全体で支えていく持続可能な新しい地域クラブ活動の仕組みや体制を構築します。
- ・適正規模・適正配置基本方針に基づき、より良い教育環境を確保するため、小中学校の再編を進めます。
- ・給食室、プールなどを含んだ学校施設を適切に維持管理するため、長寿命化計画に基づき整備を進めます。
- ・施設一体型小中一貫校の設置を推進します。
- ・昨今の急激な気候変動に対応するため、体育館や給食室の空調整備を計画的に進めます。
- ・持続可能な学校給食の運営を実現します。
- ・幼保小中と繋がる学びの連続性を確保することを目的に、各発達段階における接続を円滑にするための取組を推進します。

《構成事業》

- ・教育政策推進事業 ・学校再編推進事業 ・小中学校校舎等改築事業 ・学校給食運営事業
- ・小中学校大規模維持改修事業 など

■施策3 魅力ある高校教育環境づくりの推進



《前期の主な取組》

- ・AIを活用した教材やプレゼンテーション力を向上させる教材などを取り入れた探究学習を実施しています。
- ・企業や団体の方々と、行政課題の解決策や地域資源を活用するビジネスの提案を行っています。
- ・生徒のキャリア形成のため、講演会を開催するなど、専門的な教育やキャリア教育の充実に取り組んでいます。
- ・「人工芝で遊ぼう」など地域交流事業を実施しています。

《現状と課題》

少子化の時代において社会や地域が求める人材を育成する高等学校教育を実現するため、市立高校独自の教育活動の充実が求められているとともに、富士地域全体の公立高等学校の在り方と再編事業について、県と協調し、検討を進めていく必要があります。



基本方針

社会に貢献する人材の育成を図るため、魅力ある市立高校の教育環境づくりや、県と協調し、多様な教育ニーズに応じた高校教育環境づくりを推進します。

《主な取組》

- ・各学科の授業をはじめ、学校の教育活動全体で探究を実践します。
- ・課題解決型の探究学習では、地域の課題について解決策を提案し、その実現に向けて取り組むなど、地域の一員としての意識を高めます。
- ・生徒一人ひとりの夢の実現に向け、3年間を通じてキャリア教育を展開します。
- ・地域に開かれたコミュニティハイスクールとして、地域と連携した交流事業を推進します。
- ・県の富士・富士宮地域の高校再編の動きに応じ、魅力ある高校教育環境づくりを推進します。

《構成事業》

- ・高等学校教育推進事業 ・高等学校運営管理事業 など

政策分野4 社会教育

■将来のまちの姿

生涯にわたり学び続け 心豊かに暮らせるまち

■成果指標 (総合計画モニター200人が「将来のまちの姿」であると回答した人の割合から算出)

	策定時 令和3(2021)年度	現状 令和7(2025)年度	後期目標 令和13(2031)年度
評価平均点	2.91	3.49	3.50
高評価者の割合	25.5%	53.8%	55.0%



無限∞のキズナ



千人塚古墳(墳丘整備後)

■施策1 青少年健全育成の推進



《前期の主な取組》

- ・富士市・雫石町少年交流事業、青少年体験交流事業「無限∞のキズナ」を実施しています。
- ・青少年を対象に文化や教養と社会性を身につけるための青年教養講座を実施しています。
- ・青少年健全育成事業等にリーダーとして参画できる人材を育成するため、青少年リーダー育成事業を推進しています。

《現状と課題》

地域における異世代交流の機会が減少するとともに、子どもたちが体験活動に参加する機会も低下しており、その結果、「体験格差」が課題となっていることから、多様な体験機会の創出が求められています。

基本方針

青少年に様々な交流や体験の機会を提供するとともに、次代を担う人材育成を推進していきます。

《主な取組》

- ・青少年体験交流事業など様々な青少年の体験・交流活動を実施します。
- ・青少年育成ボランティア養成講座を実施するなど、青少年健全育成活動やリーダーとして参画できる人材を育成します。
- ・仲間づくりや文化・教養及び社会性を身につけるための青年教養講座を実施し、青年の主体的な社会参加や、社会貢献活動の推進を図ります。

《構成事業》

- ・雫石町少年交流事業 ・青少年体験交流事業 ・青少年リーダー育成事業 ・青少年教育センター事業 など

■施策2 多様な学びの場の充実



《前期の主な取組》

- ・富士市民大学やまちづくりセンター講座を開催するなど、市民への学びの機会の提供や地域の担い手づくりを促進しています。
- ・あらゆる年代に向けた読書に関する講座等を開催するとともに、電子図書館、オーディオブックなどにより様々な形態での読書機会を提供しています。



《現状と課題》

現代及び地域の課題に対応した学びの環境づくりとともに、ライフスタイルの多様化に合わせた生涯学習の支援とその充実が求められています。

基本方針

多様化した社会のニーズや価値観に沿った社会教育事業を実施するとともに、子どもの頃から本に親しむ環境を整えることで読書活動を推進し、多様な学びの機会を提供します。

《主な取組》

- ・地域課題の解決や、市民のニーズに沿う様々なまちづくりセンター講座を実施します。
- ・大学と連携し、富士市民大学としてより専門的な知識を学ぶミニカレッジや、著名な有識者や文化人による講演会を開催します。
- ・多様な資料を揃え提供するとともに、本や読書に関する講座や講演会を開催することで、市民の学びを支援します。
- ・「ブックスタートふじ」「セカンドブックふじ」を実施し、絵本の楽しさを伝えることで、乳幼児期から子どもの読書活動を推進します。

《構成事業》

- ・まちづくりセンター講座事業 ・市民大学事業 ・社会教育支援事業 ・社会教育推進事業
- ・図書館資料収集・管理事業 ・図書館利用促進事業 ・図書館運営管理事業 など

■施策3 文化財保存・活用の推進



《前期の主な取組》

- ・文化財を計画的に保存・活用するため、「富士市文化財保存活用地域計画」を策定し、多様な事業を展開しています。
- ・千人塚古墳の整備や「浅間古墳保存活用計画」の策定に加え、ICTを活用した情報発信等により、市内の文化財の保存・活用を推進しています。
- ・富士山かぐや姫ミュージアムにおいて、企画展やテーマ展、体験事業等を継続的に実施しています。



《現状と課題》

社会の価値観や生活様式の変化、少子高齢化により、地域の歴史や文化への関心・愛着が薄れ、文化財の維持・継承が難しくなっていることから、市民の歴史・文化への興味・関心を高め、地域全体で文化財を保存し、活用していく体制の構築が求められています。

基本方針

周辺市町、地域、学校等との連携を強化し、文化財の保存・活用に対する市民の主体的な参画を促進します。

《主な取組》

- ・歴史的建造物の修繕及び史跡等の維持管理を適切に行うとともに、周辺市町や地域等と連携して、市内に所在する文化財の保存・活用を計画的に実施します。
- ・かぐや姫関連史跡や須津古墳群など、地域と連携し、文化財を活かした活動を推進します。
- ・文化財を活用したイベントや歴史講座の開催、ICTを活用した取組等を通し、市内の歴史や文化財の魅力を発信します。
- ・富士山かぐや姫ミュージアムにおいて、誰にでもわかりやすい展示や体験事業、オンライン授業等の学びの機会を創出します。

《構成事業》

- ・文化財保護調査事業 ・文化財啓発事業 ・文化財保護整備事業 ・博物館展示・教育普及事業 など

政策分野 1 保健

■将来のまちの姿

一人ひとりが健康づくりや疾病予防に取り組むまち

■成果指標

(総合計画モニター200人が「将来のまちの姿」であると回答した人の割合から算出)

	策定時 令和3(2021)年度	現状 令和7(2025)年度	後期目標 令和13(2031)年度
評価平均点	3.00	3.38	3.40
高評価者の割合	28.1%	46.2%	55.0%



地区イベントでの啓発の様子



ワクチン接種券のオンライン申請

■施策1 健康づくりの推進



《前期の主な取組》

- ・夜間飲食に関する啓発や、食習慣等の振り返りチェックを行い、望ましい食習慣への働きかけを推進しました。
- ・ふじ健康ポイント事業や、バーチャルウォークラリーイベントの開催など、身体活動量を増やす取組を推進しています。
- ・中学生対象のSOSの出し方講座の開催など、ストレスへの適切な対応や相談の重要性に関する啓発を図っています。
- ・住民の生活に根差した健康づくりが推進できるよう、まちづくり協議会との連携による活動を強化しました。

《現状と課題》

壮中年期や健康に関心の薄い人に対する効果的な情報発信、集団や個人の特性を踏まえた健康づくりの支援、健康行動が自然と身につくような環境整備等が求められています。

基本方針

市民が心身ともに健康的な生活習慣を実践できるような環境を整備し、ライフステージに応じて、切れ目のない健康づくりを支援します。

《主な取組》

- ・地区組織や事業所等団体と連携した健康づくりやSNS等を活用した普及啓発を行い、健康リテラシーの向上を図ります。
- ・肥満や高血圧等の健康課題の解決に向けた健康データの活用や、環境の整備を図ります。
- ・心の健康づくりに関する教育を推進し、悩みやストレス等への適切な対応や早めに相談する意識の醸成を図ります。
- ・後期高齢者の健康状態不明者やフレイルの状況を把握するとともに、関係機関と連携して通いの場の拡充等の体制整備を図り、フレイル予防を推進します。
- ・第5次食育推進計画を策定するとともに、中学生栄養調査等の構成事業を実施することにより、市民の食生活改善を図ります。

《構成事業》

- ・健康対策事業 ・自殺対策事業 ・健康づくり推進事業 ・食育推進事業 など

《前期の主な取組》

- ・ SNS等を活用した啓発、予約システムの活用、同時検診の実施、特定年齢への自己負担金の無料化等、健(検)診を受けやすい体制を整備しました。
- ・ 生活習慣病予防への取組として、講演会の開催や健診結果等に基づく保健指導を実施し、発症予防、重症化予防を推進しています。



《現状と課題》

がん検診受診率向上や生活習慣病対策を進めるに当たり、個人や集団の特性に応じた効果的な普及啓発活動や指導方法の工夫、さらに誰もが利用しやすい健(検)診体制の整備強化が求められています。

基本方針

健康・医療・介護データを活用して健康課題を明確化・共有化し、生活習慣病やがんの発症予防、早期発見、重症化予防のための保健事業を効果的に推進します。

《主な取組》

- ・ 感染のおそれがある疾病の発生とまん延を予防するための予防接種事業を推進するとともに、感染症予防に関する正しい知識の普及を図ります。
- ・ データ分析等を活用し、生活習慣病の発症リスクが高い市民を明確化し、関係機関と協力して生活習慣病の早期発見と重症化予防に向けて保健指導を行います。
- ・ 受診しやすい健(検)診体制の検討を進め、受診機会の拡大を図ります。
- ・ がん検診未受診者に対して、職域等を通じて検診受診を働きかけます。
- ・ 国民健康保険被保険者を対象に、特定健診受診率の向上や生活習慣の改善に向けて働きかけます。

《構成事業》

- ・ がん検診推進事業 ・ 予防接種推進事業 ・ 国保健康推進事業 ・ 特定感染症等対策事業 など

政策分野2 医療

■将来のまちの姿

安定した医療提供体制のもと 適切な医療が受けられるまち

■成果指標

(総合計画モニター200人が「将来のまちの姿」であると回答した人の割合から算出)

	策定時 令和3(2021)年度	現状 令和7(2025)年度	後期目標 令和13(2031)年度
評価平均点	2.88	3.12	3.50
高評価者の割合	25.6%	39.5%	50.0%



中央病院での施術の様子



市立看護専門学校の授業の様子

■施策1 地域完結型医療の推進



《前期の主な取組》

- ・ 病病連携・病診連携が行われる中、各医療機関の役割を踏まえた医療機能の分化が進むよう調整を図っています。
- ・ 医師会や医師派遣を行う大学と連携し、救急医療体制の維持を図っています。
- ・ 市立中央病院において、安全で質の高い医療を持続的に提供するため、新病院建設の基本構想及び基本計画の策定、設計施工事業者選定などを実施し、現地での新病院建設事業を進めています。

《現状と課題》

高齢化の進行などにより医療ニーズが増加し多様化する中、誰もが安心して医療を受けることができるよう、公立病院と地域の医療機関が連携し、地域で完結する医療体制の構築を更に推進するとともに、救急搬送事案へ適切に対応するため、救急医療の提供体制の確保にも引き続き取り組む必要があります。

基本方針

高齢化の進行などにより求められる医療が変化していく中、医療機関だけでなく関係機関とも適切に連携し、地域完結型医療の更なる推進を図ります。

《主な取組》

- ・ 市立中央病院において、高度・専門医療の提供や二次救急体制の充実、地域医療連携の推進、災害医療体制の整備を進め、地域の基幹病院として役割を着実に果たしてまいります。また、新病院建設基本計画に基づき、今後の医療需要を見据えつつ、安全で質の高い医療を地域に安定的に提供できる新病院の建設を推進してまいります。
- ・ 病病連携・病診連携を進め、各医療機関の役割を踏まえた上で医療機能の分化を図るとともに、在宅医療の充実など医療ニーズの変化に対応することで、地域全体で適切な医療を安定して提供する体制の充実に向け支援します。
- ・ 富士市医師会との連携のもと、救急搬送困難事案の解消や救急医療センターの安定的な運用など、救急医療体制の維持を図ります。

《構成事業》

- ・ 新病院建設事業 ・ 地域医療推進事業 ・ 中央病院経営健全化推進事業 ・ 中央病院環境整備事業
- ・ 救急医療事業 など

■施策2 医療人材の育成・確保



◀前期の主な取組▶

- ・市立看護専門学校において、シミュレーション教育や ICT を活用したアクティブラーニングの推進、受験生確保のための入試制度の見直し、経年劣化した施設の改修を行いました。
- ・看護師実務研修を実施し、潜在看護師の掘り起こしを進めるとともに、現在勤務中の看護師の資質向上を図っています。
- ・民間病院等看護職員修学資金貸与事業費補助金の交付などを行い、看護師の市内医療機関への就職を支援しています。
- ・市立中央病院の人材確保のため、医師派遣元大学への訪問や医学生のカリニカルクラークシップの受入、奨励金の交付などを行いました。
- ・市立中央病院において、人材育成センターを新たに設置し、病院職員の人材育成の強化を図っています。



◀現状と課題▶

医療需要の増加が見込まれる中、本市の医療従事者は、国及び県の平均に比べて少ない状況であることから、地域の需要に即した医療を適切に提供できるよう、引き続き医療人材を育成・確保する必要があります。

基本方針

質の高い看護師の育成や再就職を検討している潜在看護師への支援を行うとともに、市立中央病院における医療人材の確保を進めることで、地域医療を担う人材の育成・確保を図ります。

◀主な取組▶

- ・市立看護専門学校において、時代に即した看護実践能力の向上を図るため、教育設備やシステム等の学習環境を充実させるとともに、引き続き学生の確保にも取り組みます。
- ・看護師としての基礎的な知識・技術を再確認するだけでなく、最新の医療現場の情報を学ぶことのできる機会を提供することで、看護師や潜在看護師の資質向上を図るとともに、市内医療機関への就職を支援します。
- ・市立中央病院において、医学生のカリニカルクラークシップの充実をはかるなど、医師派遣元大学との連携・信頼関係を強化することや、奨励金・補助制度の活用を広げることで、人材確保を進めるとともに、勤務環境改善を進めることで、医療従事者から選ばれる病院を目指します。
- ・市立中央病院において、人材育成方針・人材育成計画に基づき、各種研修の実施や自己研鑽の支援を行うなど、組織的、体系的な職員の育成を図るとともに、中学生や高校生を対象に病院職員による職業講話や体験セミナーを行うことで、将来富士市の医療を担う人材を育成します。

◀構成事業▶

- ・看護教育事業 ・看護専門学校運営管理事業 ・看護専門学校施設維持管理事業 ・看護師確保事業
- ・中央病院人材活用事業 ・中央病院職員研修事業 など

政策分野3 包括的支援

■将来のまちの姿

住み慣れた地域で 一人ひとりの状態に合った支援を受けられるまち

■成果指標

(総合計画モニター200人が「将来のまちの姿」であると回答した人の割合から算出)

	策定時 令和3(2021)年度	現状 令和7(2025)年度	後期目標 令和13(2031)年度
評価平均点	2.92	3.25	3.30
高評価者の割合	24.0%	42.2%	45.0%



認知症サポーター養成講座の様子



ふじやま学園の外観

■施策1 高齢者支援の推進



《前期の主な取組》

- ・自立支援、重度化防止、地域資源の有効活用等の観点から、自立支援会議で多職種によるケアプランの検討を行っています。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業の見直しにおいて、利用形態を整理し効果的に利用できる仕組みを整備しました。
- ・成年後見制度利用促進のための中核機関を設置し、成年後見制度の円滑な利用に繋がる仕組みを整備しました。
- ・認知症サポーターを養成するなど、認知症高齢者を地域で見守り、支援する体制の強化に努めています。

《現状と課題》

今後も高齢者が増加していく中、各日常生活圏域での自立支援会議の実施、総合事業の持続可能な体制での実施、認知症施策の推進や権利擁護を図る仕組みの構築など、地域包括ケアシステムの深化、推進を図る必要があります。

基本方針

高齢者を地域において包括的に支援し必要なサービスを提供するために、地域包括ケアシステムの深化、推進を図ります。

《主な取組》

- ・高齢者の自立支援や介護予防・重度化防止の取組の拡充、生活支援サービスの充実を図ります。
- ・地域包括支援センターの機能強化及び関係機関との連携を図ります。
- ・切れ目のないサービスを提供するため、研修会の開催などを通して在宅医療と介護の連携を推進します。
- ・権利擁護を必要とする人が成年後見制度をスムーズに利用できるような体制を整備します。
- ・終活支援事業を推進し、高齢者等が安心して自らの最期を迎えられる環境を整備します。
- ・認知症サポーターを養成するなど、認知症に対する正しい理解を広げることで、認知症の方が地域でその人らしく暮らせる仕組みづくりを推進します。

《構成事業》

- ・介護予防・日常生活支援総合事業 ・地域包括ケア推進事業 ・地域自立生活支援事業
- ・高齢者等あんしん生活支援事業 ・認知症高齢者支援事業 など

■施策2 障害者福祉の推進



＜前期の主な取組＞

・個々の障害や生活状況に応じて、障害福祉サービスを円滑に利用できるよう、相談支援体制の充実を図っています。(居宅介護、生活介護、就労継続支援、就労移行支援、児童発達支援、放課後等デイサービスなど)

＜現状と課題＞

障害福祉サービス利用者は増加しており、需要の高まりとともに受入先となる事業所も一部のサービスについては増加傾向にあり、サービス提供体制の充実がみられますが、より多様化・複雑化するニーズにも対応できる体制の確立が求められています。



基本方針

個々の障害や生活状況に適した支援を提供するとともに、多様なサービスを行える体制づくりを進め、障害者福祉の推進を図ります。

＜主な取組＞

・障害福祉計画及び障害児福祉計画に基づき、不足するサービスへの参入促進や、サービスの質の向上及び人材育成などを行い、多様化・複雑化するニーズに対応できるよう、障害福祉サービスの提供体制の充実を図ります。
 ・関係機関との連携による支援ネットワークを強化し、障害児者のライフステージに沿った切れ目ない支援を行います。
 ・個々の障害や生活状況に応じて、障害福祉サービスを円滑に利用できるよう、相談窓口の周知や相談支援体制の充実を図ります。

＜構成事業＞

・障害者地域生活支援事業 ・障害者福祉相談事業 ・障害者就労等訓練事業 など

■施策3 生活困窮者等に対する支援の充実



＜前期の主な取組＞

・ユニバーサル就労支援センターにて、生活や仕事などの問題を抱える方に相談及び支援を行っています。
 ・社会的な孤立や生活困窮、DVなどの問題に対して、生活保護制度の活用や配偶者暴力相談支援センターによる対応を行っています。

＜現状と課題＞

原材料価格の高騰により、食料品や電気料金等の値上がりが続いていることから、生活困窮者が増えることが予想されるため、より一層の支援の充実や相談機関同士の連携、周知活動を推進する必要があります。



基本方針

生活困窮者やDV、虐待などに至る様々な原因を把握し、自立し安定した生活、人権が尊重された生活を送ることができるよう、関係機関との連携を強化し、生活困窮者等に対する支援の充実を図ります。

＜主な取組＞

・生活や仕事などの問題を抱える人が速やかに相談・支援を受けられるよう、相談窓口であるユニバーサル就労支援センターの周知を行います。
 ・関係機関と連携し、問題を抱える人の早期把握に努め、問題の解決に向けて作成する支援計画に基づき継続的な支援を行います。
 ・社会的に孤立し、生活困窮やDVなどの複合的な問題に直面している人の支援ネットワークの充実を図ります。
 ・ひきこもりの人が、自らの意思により、今後の生き方や社会との関わり方などを決めていくことができるよう、本人及び家族に対して支援を行います。

＜構成事業＞

・生活困窮者自立支援事業 ・生活保護事業 ・女性保護相談事業 ・緊急援護事業 など

政策分野4 地域福祉

■将来のまちの姿

地域で支え合い 助け合い 生きがいを持って暮らせるまち

■成果指標

(総合計画モニター200人が「将来のまちの姿」であると回答した人の割合から算出)

	策定時 令和3(2021)年度	現状 令和7(2025)年度	後期目標 令和13(2031)年度
評価平均点	2.98	3.23	3.40
高評価者の割合	22.6%	40.2%	45.0%



悠容クラブの活動の様子



職場見学の様子(ユニバーサル就労)

■施策1 地域で支え合い助け合う体制の強化



◀前期の主な取組▶

- ・地域共生社会の実現に向け重層的支援体制整備事業を開始し、多様な相談窓口や事業にかかる取組の情報発信を行っています。
- ・民生委員・児童委員など福祉の担い手に向け、適切な情報提供や助言を行うとともに、地域課題に対応できるよう、新たな連携に向けた取組を進めています。

◀現状と課題▶

地域課題が複雑化・複合化する一方、多くの地域で福祉の担い手不足が顕著であることから、民生委員・児童委員などの負担軽減を図るとともに、地域課題を住民や多様な主体が連携し分担・解決できる体制づくりが必要です。

基本方針

住み慣れた地域で、だれもが必要なサービスを受けられるよう、支援者となる住民や各種団体、関係機関等への情報提供や助言を行うとともに、支援者間の連携を促進し、支え合い助け合う体制の強化を図ります。

◀主な取組▶

- ・複雑化・複合化する福祉的課題に対応するため、様々な団体や地域組織、関係機関と連携・役割分担することにより、地域共生社会に対する理解を深めるとともに、包括的な支援体制の構築を推進します。
- ・民生委員・児童委員など福祉の担い手が地域課題を早期に発見し、的確に対応できるよう、支援に必要な情報をわかりやすく提供するなど、活動のバックアップを強化するとともに、なり手不足解消のため、候補者の掘り起こしを図ります。

◀構成事業▶

- ・重層的支援体制整備事業 ・福祉思想普及啓発事業 ・民生委員・児童委員支援事業 ・保護司等支援事業 など

■施策2 地域交流の推進



《前期の主な取組》

- ・ふれあい・いきいきサロンや悠容クラブの活動など、高齢者が住み慣れた地域で交流する機会や場の充実を図っています。
- ・富士市社会福祉協議会と連携し、地域で活動するボランティアの育成を行っています。

《現状と課題》

家族構成や生活スタイルの多様化などにより、地域の繋がりが希薄化しているため、高齢者などが地域社会から孤立しないよう、気軽に社会参加できる場を創出するとともに、多様な世代が地域の担い手として活動できる機会を創出し、地域の絆づくりを進める必要があります。



基本方針

地域で孤立することがないよう、高齢者などが気軽に参加できる交流の場づくりを進めるとともに、地域福祉を担う様々な年代の人材を育成するなど、地域交流の推進を図ります。

《主な取組》

- ・ふれあい・いきいきサロンや悠容クラブの活動など、元気な高齢者が住み慣れた地域で交流する機会や活動内容を充実させ、住民主体の活動を支援します。
- ・ふれあい・いきいきサロンや悠容クラブの活動などの周知を図り、地域交流や社会参加を促進します。
- ・福祉活動に対する意識の醸成を図るとともに、富士市社会福祉協議会と連携し、地域で活動するボランティアの育成を行います。

《構成事業》

- ・社会福祉協議会支援事業 ・老人クラブ活動振興事業 ・社会福祉センター運営管理事業 など

■施策3 ユニバーサル就労の推進



《前期の主な取組》

- ・働きづらさを抱える相談者に対して、一人ひとりの能力や希望、特性に合わせた就労支援を行っています。
- ・ユニバーサル就労やユニバーサル就労支援センターの周知・啓発のため、チラシの配布や窓口の連携などを行っています。
- ・ユニバーサル就労を市が一体となって推進していくため、協力企業の開拓と活動支援を行っています。

《現状と課題》

ユニバーサル就労支援センターの支援を通じ、多くの利用者が就労することができたが、就労者のさらなる増加につなげるため、協力企業の開拓・連携、ユニバーサル就労支援センターの周知が求められています。



基本方針

働く意欲のあるすべての人に就労機会を提供できるよう、ユニバーサル就労支援センターでの相談・支援体制を充実・強化するとともに、協力企業との連携を進め、ユニバーサル就労の推進を図ります。

《主な取組》

- ・働きづらさを抱える市民一人ひとりに合わせたオーダーメイドの就労支援を行います。
- ・企業訪問や定期的な企業説明会の開催により、協力企業を開拓し受入先の拡大を図ります。
- ・業務分解の提案、協力企業会の開催及び採用事例等の発信により、協力企業における受入体制づくりの促進を図ります。
- ・情報誌「はたらくきずな」の発行やユニバーサル就労サポーターの登録促進などにより市民や企業等へユニバーサル就労について周知を行います。

《構成事業》

- ・ユニバーサル就労推進事業

政策分野 1 地球環境

■将来のまちの姿

地球にやさしい暮らしに みんなで取り組むまち

■成果指標

(総合計画モニター200人が「将来のまちの姿」であると回答した人の割合から算出)

	策定時 令和3(2021)年度	現状 令和7(2025)年度	後期目標 令和13(2031)年度
評価平均点	2.90	3.25	3.30
高評価者の割合	23.6%	40.2%	45.0%



富士市ゼロカーボン金融連携推進協議会



地球温暖化防止ポスター展

■施策 1 気候変動対策の推進

《前期の主な取組》

- ・ゼロカーボンチャレンジ補助金の交付など、温室効果ガスの削減を推進しています。
- ・E S C O事業など、民間活力の活用により、公共施設の省エネルギー化に取り組んでいます。

《現状と課題》

地球規模での気候変動による影響が、今後も一層深刻化していくことが懸念される中、市域における温室効果ガス排出量の削減と吸収量の増加に向けた取組を積極的に進めていく必要があります。

基本方針

本市ゼロカーボンシティ宣言の目標年である 2050 年に向け、環境負荷の低減につながるエネルギー利用の促進や、既に生じている地球温暖化による影響への対応などの計画的な取組を通じて、気候変動対策の推進を図ります。

《主な取組》

- ・市民や事業者に対して、省エネルギー機器の設置及び普及を支援するとともに、太陽光をはじめとした再生可能エネルギーの利用を促進します。
- ・クリーンエネルギー自動車や発電時の熱も無駄なく使うコージェネレーションなど、革新的なエネルギー高度利用技術の普及を促進します。
- ・環境アドバイザーとの連携や専門企業が省エネ効果を保証する E S C O事業などの民間活力の活用により、公共施設の省エネルギー化を積極的に推進します。
- ・地球温暖化などの気候変動の影響について情報を収集するとともに、市民や事業者等と広く連携し、緩和策（温室効果ガスの削減）と適応策（気候変動への備え）の推進に取り組めます。
- ・地域ぐるみの支援体制を構築し、事業者の脱炭素経営を推進します。

《構成事業》

- ・新エネルギー・省エネルギー普及事業 ・庁内環境配慮推進事業 ・環境基本計画推進事業 など

《前期の主な取組》

- ・環境に関する知識や経験を持つ環境アドバイザーを地域や学校などへ派遣し、環境学習や事業活動、日常生活におけるエコ活動の促進に取り組んでいます。
- ・新環境クリーンセンターの「ふじさんエコトピア」を活用し、環境に関する啓発及び教育を推進しています。



《現状と課題》

環境問題への対応が、世界共通の課題となっている中、個人のライフスタイルを地球にやさしいものに変革することが解決への第一歩となることから、市民一人ひとりが環境に対する意識を高め、日々の生活から具体的な行動につなげていくことが求められています。

基本方針

事業者・市民団体等と協働して、環境について学び、考え、行動することができる機会を充実させることにより、環境教育・環境活動の推進を図ります。

《主な取組》

- ・環境に関するイベントの開催などにより、市民の環境問題に対する意識の向上を図ります。
- ・環境に関する知識や経験を持つ環境アドバイザーを地域や学校などへ派遣し、環境学習の充実を図ります。
- ・市民団体等の地球温暖化対策、環境美化、ごみ減量等の自主的な環境保全活動を支援します。
- ・新環境クリーンセンターの「ふじさんエコトピア」を活用し、環境に関する啓発及び教育を推進します。
- ・「ゼロカーボンチャレンジ」などの普及啓発により、事業活動や日常生活におけるエコ活動を促進します。

《構成事業》

- ・地球環境問題啓発事業
- ・新環境クリーンセンター循環啓発棟運営管理事業

政策分野2 自然・生活環境

■将来のまちの姿

多様な生物と生態系 良好な生活環境を保全していくまち

■成果指標

(総合計画モニター200人が「将来のまちの姿」であると回答した人の割合から算出)

	策定時 令和3(2021)年度	現状 令和7(2025)年度	後期目標 令和13(2031)年度
評価平均点	2.92	3.35	3.50
高評価者の割合	36.0%	46.2%	55.0%



フォレストデザイン



職員による水質検査

■施策1 自然環境の保全・再生



《前期の主な取組》

- ・「富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例」の対象事業に土地の埋立事業、廃棄物処分場の設置とその構造及び規模の変更事業を加えました。
- ・ブナ林創造事業として富士山麓におけるブナ等の広葉樹植栽を実施しています。
- ・小学5年生及び市民を対象に富士市いきもの調査リーフレットを配布し、市内の動植物分布調査を実施しました。
- ・野生鳥獣による被害防止対策を実施すると共に、セイタカアワダチソウ等の外来種防除活動を実施しました。

《現状と課題》

富士山麓をはじめとした自然環境は、動植物が生息・生育する場であるとともに、市民の暮らし、経済活動を支えているため、生態系の健全性の確保、野生動物との軋轢の解消等により、生物多様性の保全・回復を図り、次世代に引き継いでいく必要があります。

基本方針

生物多様性による豊かな恵みを将来の世代に継承できるよう、市民や事業者等と協働し、学び・活動の機会をつくり、自然環境の保全・再生を図ります。

《主な取組》

- ・「富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例」に基づき、森林伐採を伴う開発に対する指導を行うなど、森林が有する公益的機能の保全を図ります。
- ・富士山麓において、市民参加によるブナ等広葉樹の植樹を実施します。
- ・生物多様性の保全などに関する学びの場の創出や、市民・事業者の活動を促進するとともに、各主体と連携を図り、いきもの調査等による生物の分布状況調査を実施します。
- ・重要種の保護・保全やアライグマ等の外来種の防除、猟友会・地域住民等との連携により、野生鳥獣による生活環境への被害防止に努め、自然環境と調和を図る取組を推進します。

《構成事業》

- ・富士愛鷹山麓自然環境保全事業 ・生物多様性地域戦略事業 ・野生動植物保護事業 など

■施策2 良好な生活環境の確保



《前期の主な取組》

- ・公害関係法令等に基づく工場及び事業所に対する指導・啓発に取り組んでいます。
- ・大気汚染測定局での常時監視やダイオキシン類などの環境モニタリング、河川・海域の水質調査などを実施しています。
- ・ポスターの掲示や SNS での情報発信を通じ、ごみのポイ捨て防止やペットのふん害防止に関するマナー啓発を実施しています。
- ・害虫の発生を抑えるため、各町内会（区）に脱皮阻害剤を配布するなど、地域の衛生環境の向上に取り組んでいます。

《現状と課題》

大気・水質に関する環境基準は概ね達成しているものの、ごみのポイ捨てやペットのふん害など、個人のモラルやマナーに起因する問題も発生していることから、市民が安心して快適に日常生活を送ることができるよう、生活環境を良好に保ち続けることが求められています。



基本方針

大気や水質などに関して更なる環境改善に努めるとともに、環境美化や公衆衛生向上に向けた取組を推進することにより、良好な生活環境の確保を図ります。

《主な取組》

- ・大気・水質等の監視測定を実施するとともに、騒音・悪臭等の公害未然防止を図るため、工場や事業所に対する指導及び啓発を行います。
- ・公害保健に関する情報を把握し、ウェブサイト等で公表します。
- ・市内企業が会員となっている環境保全協会等の団体と連携し、企業による自主的な環境保全活動を促進します。
- ・ごみのポイ捨て防止やペットのふん害防止など、環境美化や公衆衛生に関する啓発を図ります。
- ・感染症の媒体となる害虫の駆除に努めるとともに、薬剤の配布などにより、地域住民等の効率的な害虫駆除活動を支援します。

《構成事業》

- ・大気汚染・悪臭対策事業
- ・水質汚濁・土壌汚染対策事業
- ・動物愛護事業
- ・防疫予防事業
- など

政策分野3 循環型社会

■将来のまちの姿

資源を有効に活用する できる限りごみを出さないまち

■成果指標

(総合計画モニター200人が「将来のまちの姿」であると回答した人の割合から算出)

	策定時 令和3(2021)年度	現状 令和7(2025)年度	後期目標 令和13(2031)年度
評価平均点	2.88	3.44	3.60
高評価者の割合	27.6%	54.0%	60.0%



職員による環境学習



新環境クリーンセンター資源回収棟

■施策1 廃棄物の3Rの推進



《前期の主な取組》

- ・食品ロス削減のため、イベントやキャンペーンでのPR活動に取り組んでいます。
- ・ごみの減量化やリサイクルについて、小中学校等で出前講座を行うなど、普及啓発に努めています。
- ・焼却灰を資源化し、最終処分量の減量化を図っています。

《現状と課題》

市民や事業者との協働により、ごみの排出量は減少傾向にありますが、環境負荷の少ない循環型社会の形成に向け、資源の消費や廃棄物の発生を一層抑制し、資源の循環的な利用を促進していく必要があります。

基本方針

「リサイクルよりリユース、リユースよりリデュース」の考えのもと、循環型社会の形成に向け、廃棄物の3Rの推進を図ります。

《主な取組》

- ・市民や事業者と連携し、リユースの推進に向けた取組を図ります。
- ・市民団体等と連携し、ごみの減量化やリサイクルなどの普及啓発を行います。
- ・食品ロスの削減と家庭での生ごみ堆肥化の取組を推進し、燃えるごみの削減を図ります。
- ・新環境クリーンセンターで発生する焼却灰を建築・土木資材として資源化するなど、最終処分量の減量化を推進します。

《構成事業》

- ・ごみ減量化推進事業 ・ごみ処理計画推進事業 ・品目別リサイクル推進事業
- ・新環境クリーンセンター焼却灰等資源化促進事業 など

■施策2 廃棄物適正処理の推進



《前期の主な取組》

- ・新環境クリーンセンターの適切な運転管理を行い、一般廃棄物を安定的かつ衛生的に処理しています。
- ・事業系ごみの適切な排出に係る搬入検査や立入検査を実施するなど、分別徹底の指導及び啓発に取り組んでいます。

《現状と課題》

一般廃棄物の中には、分別が徹底されていないものが見受けられるとともに、山間部や海岸などにおける不法投棄が依然として発生していることから、市民や事業者の更なる意識醸成が求められています。



基本方針

分別徹底に関する指導・啓発を進めるとともに、市民や関係団体等と連携し、不法投棄防止対策を強化するなど、廃棄物適正処理の推進を図ります。

《主な取組》

- ・新環境クリーンセンターの適切な運転管理を実施し、一般廃棄物を安定的かつ衛生的に処理します。
- ・一般廃棄物収集運搬許可事業者及び排出元の事業者に対して、分別徹底の指導及び啓発を強化します。
- ・市民、行政、その他関係機関と連携した不法投棄防止パトロールを実施するとともに、不法投棄が多発している現場に必要なに応じて監視カメラを設置し、不法投棄の防止対策を進めます。
- ・小中学校等への出前講座の実施や、県が展開する「6R県民運動」による海岸清掃に協力するなど、海洋プラスチック問題に対する市民や事業者の意識醸成を図ります。（6Rは、ごみ削減の3Rに、Return（ごみは持ち帰る）、Recover（清掃活動に参加する）、Refuse（レジ袋を断る）の3つのRを加えたもの。）

《構成事業》

- ・新環境クリーンセンター運営管理事業 ・事業者廃棄物適正処理推進事業 ・不法投棄対策事業 など



政策分野4 水利用

■将来のまちの姿

将来にわたり 良好な水環境を育むまち

■成果指標

(総合計画モニター200人が「将来のまちの姿」であると回答した人の割合から算出)

	策定時 令和3(2021)年度	現状 令和7(2025)年度	後期目標 令和13(2031)年度
評価平均点	3.51	3.70	3.80
高評価者の割合	58.5%	63.0%	70.0%



耐震化工事



東部浄化センター

■施策1 安全で安心できる水道水の持続的な供給



《前期の主な取組》

- ・水道の老朽管の更新や主要管路耐震化工事を実施しています。
- ・想定される大規模地震への備えとして、富士中央配水池を新設しました。
- ・民間技術を活用した漏水調査とAIによるリスク評価により、有収率の向上に取り組んでいます。
- ・市内全体の水道水の安定供給を目指し、地域住民が運営する各簡易水道組合との統合に向けて取り組んでいます。
- ・地下水位の観測や地下水利用者等への指導を実施するなど、地下水保全と適正利用を推進します。

《現状と課題》

過去の大規模災害などの教訓から、リスクを適切に把握・管理し、長期的な視点での水道管の更新、簡易水道の早期統合を推進するとともに、市民の理解を深めるため、水道施設やおいしい水の情報を発信していく必要があります。

基本方針

水道施設の計画的かつ効率的な更新及び耐震化などを進め、富士山の恵みである豊富でおいしい水資源を活かした、安全で安心できる水道水の持続的な供給を図ります。

《主な取組》

- ・大規模な地震の発生に備え、優先度を踏まえて水道施設の耐震化を計画的に推進します。
- ・水道施設の維持管理を適正に行い、有収率向上に向けて取り組みます。
- ・市内全体の水道水の安定供給を目指し、各簡易水道組合との統合に向け取り組みます。
- ・地下水位の観測や地下水利用者等への指導を実施するなど、地下水保全と適正利用を推進します。
- ・富士市の水道水の安全、安心、魅力についての情報発信に取り組めます。

《構成事業》

- ・配水設備等改良事業 ・水道施設維持管理事業 ・簡易水道統合推進事業 ・地下水適正利用事業
- ・上下水道広報活動事業 など

■施策2 生活排水対策の推進



《前期の主な取組》

- ・公共下水道事業として、下水道管整備を実施しています。
- ・浄化槽区域における単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進に取り組んでいます。
- ・下水道施設において、老朽化した施設の改築及び重要施設の耐震化工事を実施しております。
- ・終末処理場等から放流される水の水質を適切に維持し、快適な生活環境と公共用水域の水質保全に取り組んでいます。

《現状と課題》

下水道施設は計画に基づき効率的な改築を進めていますが、老朽化対策と地震対策を着実に実施する必要があります。また、公共下水道事業区域では管路整備を推進し、浄化槽区域では合併処理浄化槽への転換を促進するなど、生活排水対策に取り組んでいます。引き続き良好な生活環境を維持することが求められています。



基本方針

持続可能な汚水処理システムの早期構築を目指し、公共下水道の管路整備と、合併浄化槽への転換促進を併せて進めるなど、生活排水対策の促進を図ります。

《主な取組》

- ・公共下水道事業計画区域において、公共下水道の整備を計画的に進めるとともに、浄化槽処理促進区域においては、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。
- ・災害に強く持続可能なシステムを構築するため、効果的かつ効率的な耐震対策を計画的に取り組みます。
- ・終末処理場等の適切な運転管理を実施し、放流水の水質を適正に維持します。
- ・公共下水道事業の様々な取組への理解促進を図るため、広く情報を公開します。
- ・浄化槽の適正な維持管理を推進し、水環境の保全に取り組みます。

《構成事業》

- ・下水道管路整備事業 ・ 下水道処理場整備事業 ・ 浄化槽普及促進事業 ・ 浄化槽適正維持管理推進事業 など

政策分野1 産業創出

■将来のまちの姿

多様な産業が集積し 力強い経済基盤を築くまち

■成果指標

(総合計画モニター200人が「将来のまちの姿」であると回答した人の割合から算出)

	策定時 令和3(2021)年度	現状 令和7(2025)年度	後期目標 令和13(2031)年度
評価平均点	2.97	3.22	3.40
高評価者の割合	24.2%	40.0%	45.0%

※数値は、前期基本計画における「ものづくり産業」の数値



CNF関連の県外プロモーションの様子



地域産業支援センターでの経営相談の様子

■施策1 新産業・成長産業への参入支援



《前期の主な取組》

- ・脱炭素などをテーマにした各種セミナーの開催やビジネスマッチングの創出、オープンイノベーションの促進などにより、CNFや次世代自動車、医療、環境等をはじめとした新産業や成長産業への参入を促進しています。
- ・富士市CNFプラットフォームが主体となりCNF素材の実用化に向けた取組やプロモーションを展開しています。
- ・高等教育機関や公設研究機関等との連携機能を強化し、市内企業の研究・開発と人材の育成・確保を後押しするとともに、異業種連携による取組を支援しています。

《現状と課題》

社会経済情勢の変化による多様な課題がある中、人材の確保・育成や技術支援の必要性が一層高まっており、持続的な成長と進化のため、幅広い分野をつなぐ協力体制を強化し、産業の創出や育成を図ることが求められています。

基本方針

産学金官をはじめ、多様な分野との連携を強化し、情報共有や人材育成、技術支援などを継続的に推進することで、CNF関連産業など新産業・成長産業への参入支援を図ります。

《主な取組》

- ・時代のニーズにマッチした研究セミナーの開催、持続可能な新たなものづくり事業への支援、産学や異分野・異業種の交流・連携の促進等により、新産業創出や新製品開発の機運を高めます。
- ・CNFプラットフォームや連携拠点の機能強化を通じて、会員連携・ネットワーク構築と実用化を促進します。
- ・富士市CNFブランドの活用などによるプロモーションと、用途開発を加速するマッチングやオープンイノベーションを推進します。
- ・継続的に、高等教育機関や公設研究機関等との連携機能を強化し、DXやGX等の取組による産業構造の進化を促すことで新産業、成長産業への参入支援を後押しするとともに、市内企業の研究・開発部門等における高度な人材の育成・確保を支援します。

《構成事業》

- ・CNF実用化推進事業 ・新産業等創出支援事業

■施策2 起業支援及び中小企業等の経営基盤強化



《前期の主な取組》

- ・地域産業支援センター（Beパレットふじ）による伴走型支援をはじめ、起業・創業、スタートアップ支援、デジタル技術を活用した事業改善への支援、各種研修・セミナーの開催を行っています。
- ・地域の商工関連機関と連携し、経営基盤の安定・強化に係る制度融資や補助制度などによる支援を行っています。

《現状と課題》

市内の中小企業等を取り巻く経営環境は、人材不足による影響、原材料価格の高騰など、依然として厳しい状況にあり、またものづくり産業をはじめとする後継者不足が課題となっており、こうした中、中小企業等が時代の変化に柔軟に対応しながら、成長していけるよう、きめ細かな支援を行っていく必要があります。

基本方針

富士市中小企業及び小規模企業振興基本条例の理念に基づき、産業支援機関や金融機関等と連携し、中小企業等の経営基盤の強化、起業・創業支援、スタートアップ成長支援等の総合的な推進を図ります。

《主な取組》

- ・中小企業等の人材確保、生産性向上などを促進するため、産業支援機関や金融機関等と連携し、実効性のある施策を展開します。
- ・地域産業支援センターにおいて、起業・創業、販路開拓、事業承継等に関する相談や伴走型支援、スタートアップ成長支援、企業訪問による支援（プッシュ型支援）、各種研修・セミナーの開催等を行います。
- ・中小企業等が持続可能な成長を遂げていけるよう、経営基盤の安定・強化に係る各種制度融資や補助制度、認定制度等の支援の充実を図ります。

《構成事業》

- ・支援体制整備事業 ・DX・テレワーク推進事業 ・経営基盤強化支援事業 ・地域産業支援センター事業
- ・中小企業金融支援事業

■施策3 企業立地の促進



《前期の主な取組》

- ・富士山フロント工業団地第2期の全区画を完売するとともに、富士山フロント工業団地第3期の整備に向け調査・設計等を行い、企業立地の受け皿確保に取り組んでいます。
- ・企業立地促進奨励金をはじめとする各種制度により、企業の誘致と留置を推進しています。
- ・オフィス立地を促進するための補助制度を創設し、首都圏等の企業に対しPR活動を実施しています。
- ・民間遊休地に新たな投資を呼び込むため、用地情報や所有者の土地利用の意向把握を行っています。

《現状と課題》

企業立地が可能となる一団の工業用地が不足していることから、新たな富士山フロント工業団地第3期を整備するとともに、市内ものづくり企業の良好な操業環境を確保するため、既存の工業用地における土地の活用状況を把握し、工業適地への立地を推進する取組が求められています。

基本方針

新たな工業団地の整備と既存工業用地の土地利用状況の把握等により企業立地の受け皿確保を図ります。

《主な取組》

- ・企業立地促進奨励金をはじめとする各種制度により、企業の誘致と留置を推進します。
- ・企業の立地ニーズを取りこぼさないよう、富士山フロント工業団地第3期整備事業を早期に完成させるなど、企業立地の受け皿確保を図ります。
- ・民間遊休地の情報や所有者の土地利用意向の把握に努め、工業系土地利用の更なる推進に取り組みます。

《構成事業》

- ・企業立地推進事業 ・富士山フロント工業団地第3期整備事業 など

政策分野2 工業・商業・流通

■将来のまちの姿

ヒト・モノ・コトがつながり にぎわいがあふれるまち

■成果指標

(総合計画モニター200人が「将来のまちの姿」であると回答した人の割合から算出)

	策定時 令和3(2021)年度	現状 令和7(2025)年度	後期目標 令和13(2031)年度
評価平均点	2.40	2.93	3.10
高評価者の割合	12.6%	31.0%	35.0%



商店街活性化イベントの様子



田子の浦港プロムナードゾーン

■施策1 ものづくり産業の活性化



《前期の主な取組》

- ・隔年実施の「ものづくり力交流フェア」等のイベント開催を通して、本市企業の高い技術力や製品を市内外に発信しています。
- ・紙・パルプ産業をはじめとする地場産業活性化のため、ものづくり企業とデザイナーとのマッチングを実施するなど、新たな製品や高付加価値な製品開発等に向けた取組を進めています。

《現状と課題》

製造品出荷額等の伸び悩みや事業所数の減少など、本市のものづくりは厳しい状況にあることから、地域経済を牽引する産業の創出や育成を図る必要があります。

基本方針

市内企業の製品・技術の国内外への情報発信など、ものづくりのまちをPRするとともに、付加価値の高いものづくりや持続可能な操業等を後押し、既存産業の活性化支援を図ります。

《主な取組》

- ・市内企業の製品・技術の国内外への情報発信など、ものづくりのまちをPRするとともに、付加価値の高いものづくりへの支援をし、既存産業の活性化支援を図ります。
- ・「ものづくり力交流フェア」等のイベント開催を通して、本市のものづくり企業の有する高い技術力や製品を市内外に発信するとともに、参加企業間の交流促進や将来のものづくりの担い手の確保・育成に取り組みます。
- ・中小製紙メーカーの主力製品である再生家庭紙の販路拡大や、紙・パルプ関係団体が実施する研修事業等の活動を支援します。
- ・富士ブランド品の認知向上や販路拡大の取組を支援し、地場産業の振興を図ります。

《構成事業》

- ・地場産業振興事業

■施策2 商業振興及びまちなかの活性化



＜前期の主な取組＞

- ・ 中心市街地の新規出店者等に対し、出店に係る支援を行い、空き店舗の減少に向けた取組を進めています。
- ・ 空き店舗等活用促進事業として、お試し出店の場を提供し、不動産所有者に対する遊休不動産活用の意識付けを図っています。
- ・ にぎわいの創出に向け、まち歩きイベントを実施し、日常的な来街者の増加に取り組んでいます。
- ・ TMO等が実施する個店の魅力の周知を図る取組を支援しています。
- ・ イベントを通して、個店の商品などをPRするほか、ご当地グルメを活用して本市の魅力を発信する団体を支援しています。

＜現状と課題＞

空き店舗の常態化や商店街への来街者の低迷が続いていることから、空き店舗対策の推進や個店の情報発信力強化等の支援などによる日常的な来街者の増加が課題となるほか、消費者の多様なニーズに応えるため、商業振興のあり方を検討し、にぎわいの創出を図る必要があります。



基本方針

空き店舗対策の取組やにぎわいの創出に向けた事業等を実施するとともに、市内の個店支援を推進し、商業振興及びまちなかの活性化を図ります。

＜主な取組＞

- ・ 地域の特性や将来像を踏まえた商業振興ビジョンを作成し、まちなかの活性化と商業の持続的な発展を図ります。
- ・ 中心市街地の空き店舗の出店者に対する支援や、出店を検討している事業者に対して、お試し出店の場を提供する取組を行い、空き店舗の減少を図ります。
- ・ TMOや商店街等の関係団体が実施するイベントや活動を支援するとともに、中心市街地のにぎわいを創出する取組を実施することにより、商店街の各店舗の認知度向上や、日常の来街者増加に繋がります。
- ・ 「富士のふもとの大博覧会」などのイベントを通して、個店の商品やサービスを広く周知します。
- ・ にぎわいの創出に向け、大規模集客施設の誘致に取り組めます。

＜構成事業＞

- ・ 中心市街地活性化支援事業 ・ 地域特産品推進事業 ・ 商業・サービス振興事業 など

■施策3 港湾の利活用推進



＜前期の主な取組＞

- ・ 港湾施設の整備を促進し、バルク輸送等大型化する貨物船等の航路機能の保全や港湾機能の維持を図っています。
- ・ 田子の浦港の利用促進に向け、市内外の企業にポートセールスを実施し、取扱貨物量の増加を図っています。
- ・ 田子の浦ポートフェスタやイルミネーションを開催するほか、客船等を誘致するなど、港湾のにぎわいづくりに取り組んでいます。

＜現状と課題＞

船舶の大型化に伴い、田子の浦港に入港可能な船舶が限定されていることから、工業港としての機能だけでなく、市民に身近なにぎわいを創出する場所としての機能が求められているとともに、港周辺のアクセス方法が限られていることから、交通利便性の向上が求められています。



基本方針

県東部の海上物流拠点の機能強化、保全を促進するとともに、富士山に最も近い港として、富士山の眺望を活かしながら、港のにぎわい創出を図ります。

＜主な取組＞

- ・ 田子の浦港の利用促進に向け、市内外の企業にポートセールスを実施し、取扱貨物量の増加を図ります。
- ・ 国土交通省に港湾整備促進要望を行うなど、バルク輸送等大型化する貨物船等の航路機能の保全や港湾機能の維持を図ります。
- ・ 田子の浦ポートフェスタやイルミネーションを開催するほか、客船等を誘致するなど、港湾のにぎわいづくりに取り組むとともに、効果的な情報発信により、港湾の取組の周知を図ります。
- ・ 臨港道路の管理者である県と連携し、プロムナードゾーンの歩行空間を整備するほか、飲食店開設の支援やみなとオアシスを活用したにぎわいづくりに取り組みます。
- ・ 港で開催されるイベント等において、シャトルバス運行やレンタサイクル、利用者の属性や利用料金等の調査などを実施し、新たな交通手段のあり方を検討するとともに、市民・観光客の効果的な輸送に取り組めます。

＜構成事業＞

- ・ 港湾振興事業 ・ 港湾整備促進事業

政策分野3 農林水産業

■将来のまちの姿

富士山の豊かな恵みを活かし 活力ある農林水産業が継続するまち

■成果指標

(総合計画モニター200人が「将来のまちの姿」であると回答した人の割合から算出)

	策定時 令和3(2021)年度	現状 令和7(2025)年度	後期目標 令和13(2031)年度
評価平均点	2.73	3.11	3.20
高評価者の割合	18.6%	33.0%	40.0%



茶刈りの様子



森林から木材搬出の様子

■施策1 地場産品の生産支援と付加価値の向上



《前期の主な取組》

- ・農産物の競争力強化を図るため、お茶や柑橘類、落葉果樹等の特産化や販路拡大を推進支援しています。
- ・富士のほうじ茶ブランド化事業に取り組み、ほうじ茶の香るまちづくりを推進し、新たな切り口からお茶を盛り上げてきました。
- ・市内や東京都内でのイベントに参加し、富士ヒノキや「FUJI HINOKI MADE (フジヒノキメイド)」の利用促進・販路拡大のためのPRを実施しています。
- ・地域木材の利用を促進するために、地域木材を使用して住宅・非住宅を新築した場合などに、補助金を交付しています。
- ・田子の浦しらすの県外でのPR活動を実施するなど、周知及び販路拡大に努めています。

《現状と課題》

農林水産事業者の多くが、価格競争、生産コストの高騰など厳しい経営環境にあるため、地場産品の生産支援、競争力強化及び販路拡大に対する支援が求められています。

基本方針

農林水産事業者と連携し、地場産品の特産化と地産地消を進めるとともに、市内外へ積極的に農林水産物をPRするなど、地場産品の生産支援と付加価値の向上を図ります。

《主な取組》

- ・落葉果樹や柑橘類の特産化を推進するとともに、6次産業化に取り組む生産者への支援などを通じて、農産物の競争力強化を図ります。
- ・お茶の新たな販路拡大に取り組む事業者を支援します。
- ・地元食材の利用促進や市内における地域材の活用支援などを通じて、農林水産物の地産地消を推進します。
- ・お茶をはじめとする地場産品の魅力を周知するため、イベント等でのプロモーション活動を推進します。
- ・ロードマップに基づき、民間事業者と連携を図り、原木の増産体制の強化と安定供給体制の確立を進めるとともに、市内や首都圏における富士ヒノキ(フジヒノキメイドなど)の販路開拓・拡大を推進します。
- ・地理的表示であるGI登録産品の強みを活かし、市内外に田子の浦しらすをPRします。

《構成事業》

・地産地消推進事業 ・茶業振興事業 ・農業振興事業 ・林業普及事業 ・水産業振興事業 など

■施策2 生産基盤の保全・拡充



＜前期の主な取組＞

- ・優良農地創出のため、江尾地区及び間門地区で基盤整備事業を継続して実施しています。
- ・農作物被害対策防除事業費補助金や荒廃農地の解消を支援する補助金を交付しています。
- ・森林整備を促進するため、造林事業を支援する補助金を交付し、新たに、作業道開設のための補助金メニューを追加しました。



＜現状と課題＞

荒廃農地や未整備山林の拡大、農林水産業の関連施設の老朽化に加え、野生鳥獣による農産物等への被害が増加していることから、持続可能な生産基盤の保全が求められています。

基本方針

持続可能な生産性の確保を支援するとともに、自然災害や鳥獣被害への対策を進めるなど、農地及び森林等の生産基盤の保全・拡充を図ります。

＜主な取組＞

- ・農業基盤整備により優良農地を創出し、生産性や効率性の向上と荒廃農地の解消を図ります。
- ・農林水産用施設の保全・整備に取り組み、安定的な生産体制の確保と自然災害や鳥獣被害などによる農林水産物への被害軽減を図ります。
- ・造林・間伐・林地保全などを支援し、健全な森林を造成することにより、資源の循環利用を進め、持続可能な森林経営を促進します。

＜構成事業＞

- ・農道・農業施設維持管理事業 ・荒廃農地対策事業 ・鳥獣被害対策事業 など

■施策3 担い手の確保・育成



＜前期の主な取組＞

- ・農地の中間的受け皿として、耕作されなくなった農地について農地中間管理機構を通して担い手へ貸し出しています。
- ・県立農林環境専門職大学や富士市森林組合と連携し、高校生を対象としたイベントの開催や林業紹介パンフレットの作製などにより、林業の担い手の確保・育成に努めました。
- ・20代～30代を対象とした林業体験事業を実施しました。
- ・チェーンソー型のVRシミュレーターを使用した林業体験事業を実施しました。



＜現状と課題＞

農林水産物の価格低迷や人口減少、高齢化などによる後継者等の減少により、深刻な担い手不足となっていることから、新規参入者の確保や担い手の安定経営のための支援が求められています。

基本方針

意欲的な担い手や新規参入者の生産規模拡大を支援し、経営の安定化と効率化を促進し、担い手の確保・育成を図ります。

＜主な取組＞

- ・県や関係団体と連携し、参入希望者の裾野を広げ、新たな担い手の確保に取り組みます。
- ・意欲のある担い手へ農地や森林の集積と集約を進め、事業規模の拡大、経営の効率化及び高度利用化を図ります。
- ・農地を所有し、農業経営を行うことができる農業参入法人に対して誘致活動を行います。
- ・中高生や20代～30代向けの林業現場見学会や就労体験等を行い、林業就業者における新たな担い手の確保・育成を図ります。
- ・林業就業者人材確保事業費補助金を交付して事業者の雇用の安定を図ります。

＜構成事業＞

- ・担い手確保育成事業 ・農地集積事業 ・林業振興事業 など

政策分野4 雇用・労働

■将来のまちの姿

多様な働き方を実現し だれもが活躍できるまち

■成果指標

(総合計画モニター200人が「将来のまちの姿」であると回答した人の割合から算出)

	策定時 令和3(2021)年度	現状 令和7(2025)年度	後期目標 令和13(2031)年度
評価平均点	2.92	3.17	3.30
高評価者の割合	22.0%	37.5%	40.0%

※数値は、前期基本計画における「中小企業等振興」の数値



学生と企業の交流イベントの様子



キャリア教育の様子

■施策1 人材の確保及び就労の支援

《前期の主な取組》

- ・合同企業面接会や就職相談会、ハローワークと合同による就職面接会を開催するなど、企業と就労を希望するすべての年代の方とのマッチング機会の創出を図っています。
- ・インターンシップ支援補助金の交付や、学生と企業の交流イベントを開催するなど、UJIターン就職を促進しています。
- ・中小企業等奨学金返還支援補助金「人材アシストU-30」により、市内中小企業等が行う奨学金返還手当の支給を支援しています。

《現状と課題》

多くの若者が進学や就職を機に市外へ転出しており、市内企業等における人手不足が顕著に表れていることから、若者が地元で就職しやすい環境づくりや多様な人材が活躍できる支援に取り組む必要があります。

基本方針

関係機関と連携し、市内企業等と就労希望者のマッチング機会を創出するとともに、UJIターン就職を促進し、市内企業等による人手不足の解消を図ります。

《主な取組》

- ・市内企業の雇用に関する実態を調査することで、本市の雇用状況を分析します。
- ・ハローワークや富士商工会議所、富士市商工会等と連携し、市内企業等に関する情報発信事業や各種イベントを展開するなど、企業等と就労を希望するすべての年代の方とのマッチング機会の創出を図ります。
- ・市内企業等と若者世代との交流機会を提供し、UJIターン就職を促進するとともに、地域の雇用・産業の担い手である小・中・高等学校の児童、生徒へのキャリア教育を通じて、将来的なUターン就職の動機付けを図ります。
- ・市ウェブサイトや市公式SNS等を活用し、県内外の学生等に対し、富士市での就職をPRします。
- ・市内中小企業等で働く若者に対する奨学金の返還支援として、企業側の奨学金返還手当の支給に要する経費を補助します。

《構成事業》

- ・雇用対策事業
- ・高齢者就労支援助成事業
- ・高齢者就業センター運営管理事業

《前期の主な取組》

- ・市内事業所のテレワークの導入やフリーアドレス化に係る支援を行い、柔軟な働き方の実現を進めています。
- ・事業所の在宅勤務や時差出勤等の多様な働き方の導入を促進しています。
- ・キャリア教育支援の実施などにより、就労者のキャリアデザイン力の向上を図っています。



《現状と課題》

少子高齢化の進行により、労働力人口がピークを迎えつつある中、誰もが働きやすく、多様な働き方を選択できるワークライフバランスの推進と、職業観、勤労観を養うキャリア教育を推進する必要があります。

基本方針

キャリア教育支援や多様な働き方の導入を促進するとともに、市内中小企業等の福利厚生を支援するなどにより、多様化するキャリアやライフスタイルに合わせた環境づくりを図ります。

《主な取組》

- ・事業所の在宅勤務や時差出勤等の多様な働き方の導入を推進します。
- ・市内企業等と連携し、授業の中で、職業体験や企業見学などを行うキャリア教育支援等の実施により、児童・生徒の職業観・勤労観を養い、地元就労の促進を図ります。
- ・勤労者のライフスタイルの変化に合わせた各種セミナーを開催するなど、経営者の啓発を通じて、ワークライフバランスの実現に向けた取組を推進します。
- ・富士市勤労者福祉サービスセンター等を通じ、市内中小企業等の福利厚生を支援します。
- ・市内の製造業等における従業員のモチベーション向上や人材確保の強化を図るため、魅力ある職場環境づくりを支援します。

《構成事業》

- ・労働啓発事業
- ・勤労者福利厚生助成事業
- ・勤労者融資事業
- など

政策分野1 シティプロモーション

■将来のまちの姿

魅力や愛着を感じ だれもが住みたくなるまち

■成果指標

(総合計画モニター200人が「将来のまちの姿」であると回答した人の割合から算出)

	策定時 令和3(2021)年度	現状 令和7(2025)年度	後期目標 令和13(2031)年度
評価平均点	2.98	3.34	3.40
高評価者の割合	27.6%	43.7%	50.0%



富士市シティプロモーション大使



富士市に移住してきた家族

■施策1 まちのブランド強化及び愛着と誇りの醸成

《前期の主な取組》

- ・市民のまちへの愛着と誇りを醸成するため、市ウェブサイトや市公式SNS、シティプロモーション大使などを活用し、本市の知名度や好感度、市民満足度の向上を目的とした情報を積極的に発信しています。
- ・ブランドメッセージを活用した情報発信や啓発活動を行っています。
- ・ふじ応援部や出張ワークショップなど、本市に愛着と誇りを持つ人を増やす取組を進めています。

《現状と課題》

人口減少や少子高齢化などの社会的課題が深刻化する中、市民や関係団体等との連携による情報発信や交流施策を推進し、地域の魅力を市内外へ周知することにより、より多くの人に本市の魅力を知ってもらおうことが求められています。

基本方針

ブランドメッセージやまちの魅力について知る機会の創出などにより、まちへの愛着と誇りの醸成を図ります。

《主な取組》

- ・ブランドメッセージやシティプロモーション大使を活用し、市民のまちへの愛着と誇りを醸成するとともに本市の知名度や好感度の向上のため、市ウェブサイトや市公式SNSを通じた積極的な情報発信を推進します。
- ・ふじ応援部養成講座や魅力発見バスツアーなど、本市に愛着と誇りを持つ人を増やす取組を進めます。
- ・市民団体と協力しながら、富士山婚式事業や吉野弘朗読コンクール事業などを実施し、まちの魅力の周知を図ります。
- ・市公式インスタグラムの運営やふじがちゃの実施などを通じて、富士市シティプロモーション大使「さもにゃん」を活用したシティプロモーションを実施します。
- ・次代を担う子どもたちがまちに愛着や誇りを持てるよう、各学校での出張ワークショップなど地域の魅力や資源を知ってもらうための取組を実施します。

《構成事業》

- ・シティプロモーション推進事業
- ・ブランドメッセージ推進事業

■施策2 関係人口の創出

《前期の主な取組》

- ・ふるさと納税等を通して、本市と市外在住者との関わりの創出・拡大を図っています。
- ・フィールドワークの拠点として「ふらりば」を開設するなど、本市と大学生等の若い世代が関わりを持ち続けられるための取組を推進しています。

《現状と課題》

ふるさと納税寄附件数、寄附金額、フィールドワーク受入れ件数等が増加傾向にある中で、本市との関わりが一時的なものにならないよう、リピーターを確保し、継続的な関係構築を築くための取組を進める必要があります。



基本方針

ふるさと納税やフィールドワークを通して、関係人口が関わる機会や仕組みの創出及び関わりを深める体制の構築に努めます。

《主な取組》

- ・ふるさと納税返礼品を引き続き開発していくとともに、ポータルサイトの新規導入やブラッシュアップ、首都圏のリアルイベント等での情報発信を行い、より多くの市外在住者から寄附を募ります。
- ・寄附者に対し、メルマガ等で寄附金使途の報告やお礼を行うなど、寄附者との継続的な関係を構築していきます。
- ・「ふらりば」の利活用の促進や受入れ態勢の強化を行うとともに、若い世代による探究活動の実施を支援し、「フィールドワークのまち ふじ」の実現を目指します。

《構成事業》

- ・ふるさと納税推進事業 ・ 高等教育機関調査事業

■施策3 移住定住の促進

《前期の主な取組》

- ・移住相談機会の拡充や、移住交流イベントを実施し移住検討者が本市に来訪するきっかけづくりを行っています。
- ・各種補助金の交付等により、移住者の支援に加え、若い世代の定住を促すための新婚世帯への支援も行っています。

《現状と課題》

移住に関する相談件数や移住者数が増加傾向にあることから本市の暮らしの魅力をさらに発信していくとともに、婚姻数の減少を踏まえ、経済的不安の解消や市内での出会いの機会の増加を図ることで定住人口の維持・拡大につながる取組を進めていく必要があります。



基本方針

定住人口増加につながるための移住施策に取り組むとともに、より多くの人と関わる機会の更なる増加を図り、将来的な移住の促進に向けた取組を推進します。

《主な取組》

- ・若者や子育て世帯を中心とし、移住定住のニーズの変化を踏まえ、東京圏のみならず、他地域への情報発信や支援を行います。
- ・市内での新生活を応援する結婚新生活支援補助金の周知・啓発を行うとともに、結婚を望む方に対し市内での出会いの機会を提供し、本市への関心を高めることで、将来的な移住・定住の促進に繋がります。

《構成事業》

- ・移住定住推進事業 ・ 結婚支援事業

政策分野2 観光

■将来のまちの姿

「富士山」の魅力が最大限に活用され 観光交流が進むまち

■成果指標

(総合計画モニター200人が「将来のまちの姿」であると回答した人の割合から算出)

	策定時 令和3(2021)年度	現状 令和7(2025)年度	後期目標 令和13(2031)年度
評価平均点	2.59	2.94	3.20
高評価者の割合	20.7%	35.0%	40.0%



工場夜景



富士山夢の大橋

■施策1 富士山活用の推進



《前期の主な取組》

- ・富士山登山ルート3776において、デジタルスタンプラリーの導入やウェブサイトの刷新・多言語化など、国内外からの挑戦者獲得に取り組んでいます。
- ・富士山百景写真コンテストについては、渋谷での富士山百景写真展及などの実施により、首都圏ならではの富士山の絶景をPRしました。
- ・富士山撮影スポットに訪れる観光客を、他の市内観光施設や商業施設へ周遊出来るようデジタル音声マップの試験導入をしました。

《現状と課題》

日本一高い富士山と日本一深い駿河湾の両方を有するまちという他にはない強みと、大都市圏から人を呼び込みやすい地理的優位性を有する、本市のポテンシャルを最大限に活かした誘客の推進を図る必要があります。

基本方針

世界文化遺産・富士山を最大限活用した観光事業を展開していくとともに、広域で効果的なPRを行うことで、国内外からの誘客を図ります。

《主な取組》

- ・富士山登山ルート3776など、富士山麓の自然を体験できる本市ならではの特徴を活かした取組を継続的に推進します。
- ・富士山百景写真コンテスト、富士山百景写真展及びトークショー、富士山ビューポイントを活かした施設整備やイベントの実施など、世界文化遺産・富士山を活用した事業を展開します。
- ・岩本山、龍巖洲、大淵笹場、今宮茶園、東部市民プラザ周辺地域、富士山夢の大橋などの観光スポットで来訪者が安心して楽しめる環境整備や周遊促進に取り組めます。

《構成事業》

- ・富士山活用推進事業 ・富士山百景推進事業

■施策2 観光資源の活用



《前期の主な取組》

- ・第2次富士市観光基本計画を策定しました。
- ・観光ボランティアガイド養成講座を実施し、観光ボランティアガイドの会の会員を増やしています。
- ・まちの駅ネットワーク、観光ボランティアガイド、富士山観光交流ビューロー、ホテル旅館業組合等との連携による、ホスピタリティあふれるおもてなしの推進に取り組んでいます。
- ・田子の浦港や工場夜景など、産業資源を活かした情報発信と誘客を進めています。



《現状と課題》

観光客が本市の観光スポットへ特定の季節に一時的に立ち寄り、他市へ移動する傾向があるため、周辺地域の観光資源と組み合わせ、通年で観光客の増加を図る取組や、市内回遊を促す仕組みが必要です。

基本方針

観光関係者と協働し、地域の観光事業の創出を促進するとともに、ビジネス訪問を含む国内外の観光客を継続的に誘客できるよう、周辺地域との広域連携を強化し、回遊性を高め、観光資源の活用を図ります。

《主な取組》

- ・田子の浦港や観光農園、工場夜景、地元特産品など、産業資源を観光に活かした事業展開と情報発信の強化により本市への誘客を図ります。
- ・本市が有する歴史や自然、景観、湧水などの地域特性を活かした事業やイベントなどを継続実施し、市内外への魅力発信と地域住民活動を支援します。
- ・観光ボランティアガイドの会やまちの駅ネットワークなどの民間団体、商店街、富士山観光交流ビューロー等との連携を強化し、民間主体による観光事業の創出やイベントの誘致などに取り組み、地域活性化を図ります。
- ・富士山観光交流ビューローのウェブサイトの改修を支援し、利用者が目的に応じた情報をスムーズに取得できるようにします。
- ・富士山周辺地域の観光関係者や自治体と連携し、地域全体で観光産業の底上げを図ります。

《構成事業》

- ・観光基本計画推進事業 ・観光ボランティア推進事業 ・富士山観光交流ビューロー支援事業

■施策3 観光インフラの整備



《前期の主な取組》

- ・道の駅富士川楽座や道の駅富士、新富士駅内市有施設などの設備修繕を実施しました。
- ・道の駅富士川楽座「体験館どんぶら」のリニューアルに向けた計画策定を進めています。
- ・市内観光地の訪問者数調査のため、人流マーケティングツールを導入しました。
- ・増加している富士駅周辺の観光客に対応するため、富士駅北口簡易観光案内所を開設しました。



《現状と課題》

インバウンドや旅行ニーズの多様化など、観光事業を取り巻く環境が変化している中、観光客の利便性や満足度を高めるための、受入環境を整備する必要があります。

基本方針

観光に関するデータ分析から旅行者のニーズなどを把握し、利便性の向上や既存の観光事業の継続・発展などが見込めるような観光インフラの整備を図ります。

《主な取組》

- ・体験館どんぶらを含む道の駅富士川楽座や道の駅富士、新富士駅内市有施設の計画・継続的な施設改修等を行い、観光客の利便性を高めるとともに、さらなる観光誘客を図ります。
- ・観光客が増加しているスポットにおける受入環境の向上を図るため、観光案内板やトイレ、駐車場などの整備を進めるとともに、観光客が利用しやすい移動手段の充実などに取り組めます。
- ・国内外からの観光客が求める情報ニーズに対応できるよう、観光案内所のほか、動画やウェブサイト、SNS等を積極的に利用した情報発信や継続的なコンテンツの更新を行うとともに、各種ウェブサイトのアクセスデータを分析し、効果的な事業展開を図ります。

《構成事業》

- ・観光施設整備・点検事業 ・富士川楽座施設運営管理事業

政策分野3 スポーツ

■将来のまちの姿

だれもが いつでも いつまでも スポーツに親しみ 交流が生まれるまち

■成果指標

(総合計画モニター200人が「将来のまちの姿」であると回答した人の割合から算出)

	策定時 令和3(2021)年度	現状 令和7(2025)年度	後期目標 令和13(2031)年度
評価平均点	3.12	3.43	3.60
高評価者の割合	39.0%	53.8%	65.0%

※記載数値は、前期基本計画における「市民スポーツ・市民文化」の数値



富士市総合体育館「北里アリーナ富士」



富士山サイクルロードレース

■施策1 生涯スポーツの推進



《前期の主な取組》

- ・エンジョイスポーツデーや親子スポーツ教室など、スポーツのきっかけづくりやニーズに応じたプログラムの充実を図り、多くの人がスポーツを楽しめる事業に取り組んでいます。
- ・地区スポーツ教室の開催や学校運動施設の開放に係る管理等により、気軽にスポーツに参加できる機会を提供しています。

《現状と課題》

各種スポーツイベント参加者数のさらなる増加を図るため、市民ニーズの把握やプログラムの見直し等により、より多くの人が気軽にスポーツに触れられる機会の充実が求められています。

基本方針

身近なところで気軽にスポーツに参加できる機会の充実やスポーツイベント・教室に関する情報発信を強化するとともに、スポーツを支える多様な人材の発掘と育成などにより、生涯スポーツの推進を図ります。

《主な取組》

- ・世代、性別、障害の有無にかかわらず、スポーツを楽しむことができるよう、きっかけづくりやニーズに応じたスポーツプログラムの充実を図ります。
- ・学校体育施設を利用したスポーツ教室の開催など、身近なところで気軽にスポーツに参加できる機会を提供します。
- ・市民の幅広いニーズに適切に対応できるよう、スポーツ指導者の育成や総合型地域スポーツクラブ等との連携を図ります。
- ・スポーツに関するイベントや教室開催の情報発信を強化します。

《構成事業》

- ・スポーツイベント開催事業 ・スポーツ指導者養成事業 ・スポーツ情報提供事業 ・スポーツ団体育成事業 など

■施策2 スポーツ交流の推進



《前期の主な取組》

- ・富士山女子駅伝やアルティメット大会など、全国規模のスポーツ大会等を継続的に開催しています。
- ・市内に拠点を置く地域密着型サイクルレーシングチーム「レバンテフジ静岡」との連携や、富士山サイクルロードレースを開催するなど、自転車を活用した誘客や交流の拡大を図っています。
- ・スイス水泳チームをはじめとした、スポーツを通じた国際交流を進めています。
- ・様々な産業分野が一体となってスポーツをテーマとした地域振興の実現を目指すスポーツコミッションを設置しました。



《現状と課題》

スポーツコミッションの機能を強化し、大規模スポーツ大会や合宿の誘致、スポーツを通じた市民交流イベントの開催を進めることで、交流人口の一層の拡大と地域経済の活性化が求められています。

基本方針

スポーツに適した本市の豊かな地域資源を活かし、全国規模のスポーツ大会・イベントやスポーツ合宿を誘致するなど、スポーツ交流の推進を図ります。

《主な取組》

- ・スポーツコミッションの機能をさらに強化するとともに、スポーツを活用した交流人口の増加や経済の好循環を目指します。
- ・全国規模のスポーツ大会・イベントの継続的な開催及び新規誘致、スポーツ合宿の誘致、スポーツツーリズムの推進に向けて、官民一体となって取り組みます。
- ・本市を拠点とするサイクルレーシングチームや県内に拠点を置くプロスポーツチーム・団体と連携し、誘客や交流の拡大を図るとともに、市民との交流機会を創出します。
- ・本市を会場とした富士山サイクルロードレースの開催やサイクルツーリズムの推進により、自転車を活用した誘客や交流の拡大を図ります。
- ・国際大会等へ出場するため、本市で事前合宿等を行う海外ナショナルチームとスポーツを主とした交流を推進します。

《構成事業》

- ・スポーツ交流推進事業

■施策3 スポーツ環境の充実



《前期の主な取組》

- ・スポーツを「する、みる、ささえる」場の創出や市民交流の場の形成、交流人口の拠点整備として、総合体育館を建設しました。
- ・老朽化した施設の修繕や改修を進めています。
- ・令和7年度から新たな指定管理者が施設の運営維持管理を行っていることから、円滑な運営ができるよう指導・監督を行っています。



《現状と課題》

老朽化した施設が数多くあることから、利用者の安全確保や利用環境の改善等を行うため、計画的な改修が求められています。

基本方針

だれもが安心かつ快適に施設を利用できるよう、計画的に修繕・改修し、スポーツ環境の充実を図ります。

《主な取組》

- ・だれもが安心してスポーツ施設を利用できるよう、老朽化した施設の改修を計画的に進めます。
- ・スポーツ施設における円滑な施設運営のため、指定管理者への指導及び監督を行います。
- ・スポーツ施設を計画的に保全するため、個別施設計画を策定し、利用環境の改善やコストの縮減等を図ります。
- ・だれもが利用しやすい施設となるよう関係団体との連携を図り、利用者の利便性の向上を図ります。

《構成事業》

- ・スポーツ施設整備事業 ・スポーツ施設管理事業 ・総合体育館建設事業 など

政策分野4 文化・国際

■将来のまちの姿

こころ豊かな人を育て 交流が生まれる文化のまち

■成果指標

(総合計画モニター200人が「将来のまちの姿」であると回答した人の割合から算出)

	策定時 令和3(2021)年度	現状 令和7(2025)年度	後期目標 令和13(2031)年度
評価平均点	3.12	3.43	3.60
高評価者の割合	39.0%	53.8%	65.0%

※記載数値は、前期基本計画における「市民スポーツ・市民文化」の数値



富士市文化会館「ロゼシアター」



オーシャンサイド市を訪問する富士市少年親善使節団

■施策1 文化芸術活動の振興及び文化交流の創出



《前期の主な取組》

- ・市展や総合文化祭の開催など、多くの市民が多様な文化芸術活動に参加する機会の提供を行っています。
- ・文化振興基金を活用し、市民や民間団体等が行う文化芸術活動への支援を行っています。
- ・紙のアートフェスティバルや企画展など、ふじ・紙のアートミュージアムによる文化芸術活動を実施しています。

《現状と課題》

誰もが文化芸術に触れ、楽しむ機会の充実を図ることや文化芸術を通じ、地域の魅力向上や交流の機会を創出する取組を進める必要があります。

基本方針

誰もが文化芸術活動に主体的に取り組むことができる機会の提供や市民の活動への支援を行うなど、文化芸術活動の振興を図るとともに、様々な分野との連携を進め、文化芸術を通じた交流の創出を図ります。

《主な取組》

- ・新たな文化芸術の創造や若手芸術家の育成を進めるとともに、公募展や文化祭の開催など、多くの市民が多様な文化芸術活動に参加する機会を創出します。
- ・文化振興基金の活用や後援などを通して、市民や団体の主体的な文化芸術活動を支援します。
- ・本市の特色を活かした文化芸術活動を観光・国際交流・福祉・教育・産業などの他分野と連携することにより、文化芸術を通じた新たな交流づくりを進めます。
- ・民間団体等が行う文化芸術イベントの開催を支援し、本市の魅力の発信やにぎわいづくりを進めます。

《構成事業》

- ・芸術文化普及事業 ・芸術文化啓発事業 ・芸術文化助成事業 など

■施策2 文化環境の充実



《前期の主な取組》

- ・文化施設の指定管理者の指導及び監督を行っています。
- ・老朽化した施設の修繕や改修を進めています。

《現状と課題》

老朽化した施設に関し、利用者の安全確保や利用環境の改善等を図るため、計画的な改修が求められています。



基本方針

だれもが安心かつ快適に施設を利用できるよう、計画的に修繕・改修し、文化環境の充実を図ります。

《主な取組》

- ・だれもが安心して文化施設を利用できるよう、老朽化した施設の改修を計画的に進めます。
- ・文化施設における指定管理者への指導及び監督を行い、円滑な施設運営や利用者の利便性の向上を図ります。
- ・文化施設を計画的に保全するため、長寿命化個別施設計画を策定し、利用環境の改善やコストの縮減等を図ります。

《構成事業》

- ・文化会館施設管理事業 ・文化会館運営管理事業 など

■施策3 国際交流の促進



《前期の主な取組》

- ・友好都市である中華人民共和国の嘉興市、姉妹都市であるアメリカ合衆国のオーシャンサイド市との交流を継続して実施しています。
- ・訪問団派遣・受入等の交流事業を推進しています。
- ・東京2020オリンピック・パラリンピックの事前合宿誘致をきっかけに、ラトビア共和国クルディーガ市との交流を進めています。

《現状と課題》

国際化が進展し、多様な文化に触れる機会が拡大する中、友好都市や姉妹都市との交流の継続や新たな海外都市との交流の創出など、地域の活性化に繋がる国際交流を進めていく必要があります。



基本方針

本市と関係がある海外都市との交流を進めるとともに、民間の積極的な相互交流を支援し、異文化への理解を深め、国際交流の促進を図ります。

《主な取組》

- ・中華人民共和国・嘉興市（友好都市）、アメリカ合衆国・オーシャンサイド市（姉妹都市）との交流を継続し、中高生を中心に、幅広い市民を対象とした交流活動を進めます。
- ・友好都市や姉妹都市をはじめとした海外都市との文化・スポーツ・教育・経済団体などの相互交流を推進します。

《構成事業》

- ・海外都市交流事業

政策分野1 市街地形成

■将来のまちの姿

地域特性に応じた 魅力あふれる暮らしやすいまち

■成果指標

(総合計画モニター200人が「将来のまちの姿」であると回答した人の割合から算出)

	策定時 令和3(2021)年度	現状 令和7(2025)年度	後期目標 令和13(2031)年度
評価平均点	2.95	3.24	3.40
高評価者の割合	25.5%	38.7%	45.0%



富士駅北口再整備のパース図



新富士駅南口周辺区画整理の様子

■施策1 土地利用の適正化



《前期の主な取組》

- ・第三次富士市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定版を策定し、集約・連携型都市づくりを推進しています。
- ・用途地域等再検証ガイドラインを作成しました。
- ・土地の埋立てや盛土などが法令や条例に基づき適切に行われるよう取り組んでいます。

《現状と課題》

生活利便施設が集積したまちなかにおいても、人口減少が予測されていることなどから、長期的な視点で、生活の利便性や安心して暮らせる環境を確保する集約・連携型の都市づくりを推進する必要があります。

基本方針

人口が減少しても暮らしの質が維持されるよう生活に必要な機能を確保するなど、規制・誘導策を一体的に運用し、土地利用の適正化を図ります。

《主な取組》

- ・集約・連携型都市づくりの考えに沿った土地利用の誘導や、地域地区などの都市計画制度を効果的に適用するとともに、再検証結果に基づき用途地域の見直しなどの取組を進めます。
- ・地区住民等と協働で、きめ細かな都市づくりのルールである地区計画制度を導入するなど、地区単位での良好な市街地の形成を図ります。
- ・土地の埋立てや盛土などが法令や条例に基づき適切に行われるよう事業者に対し指導を徹底していきます。

《構成事業》

- ・都市計画マスタープラン推進事業 ・地区計画導入事業 ・砂利採取・土地の埋立て等規制事業

■施策2 魅力あふれるまちなかの形成



＜前期の主な取組＞

- ・富士駅北口において、市が主体の駅前広場整備事業と再開発組合が主体の市街地再開発事業を推進しました。
- ・新富士駅周辺における都市基盤整備を進めるとともに、駅南口の「商業地域」の高度利用化について検討し、新富士駅南口周辺都市機能形成基本計画を策定しました。
- ・富士駅北口及び吉原商店街周辺において、ウォークラブルなまちづくりを進めるため、官民連携によるソフト事業を実施しました。

＜現状と課題＞

都市の中核機能を担うまちなかにおいて空洞化が進んでいることから、都市機能の更新や快適なまちなか空間の創出等により、利便性が高く、にぎわいの中心地となる魅力ある都市拠点形成する必要があります。



基本方針

官民が連携して、多様な手法を柔軟に組み合わせ、エリアの価値や持続可能性を高めるための機能の更新や活用を進め、魅力あふれるまちなかの形成を図ります。

＜主な取組＞

- ・富士駅周辺及び吉原商店街周辺において、再開発事業等により、商業・業務、交流、居住等の都市機能を更新するなど、市街地環境の整備改善を図り、都市拠点の活性化・再生を促進します。
- ・新富士駅周辺において、土地区画整理事業や道路整備等の都市基盤整備、官民連携によるエリアマネジメント等を通して、土地の高度利用を促進し、広域の玄関口にふさわしいにぎわいと質の高い都市空間を創出します。
- ・富士駅北口や吉原商店街周辺等のまちなかにおいて、官民連携により、居心地が良く歩きたくなるまちづくりを推進し、快適で回遊性の高い魅力的なまちなか空間を創出します。

＜構成事業＞

- ・市街地再開発事業促進事業 ・新富士駅南地区整備推進事業 ・まちなか拠点形成事業 など

■施策3 都市のスポンジ化の抑制



＜前期の主な取組＞

- ・空き家の発生予防を広く周知するため、セミナーや講座を実施しています。
- ・各種補助金の交付や制度の周知を行うことにより、空き家の除却や利活用、リフォームを促進しています。

＜現状と課題＞

人口減少や高齢化等により空き家や空き地が増加していることから、効果的な事後対策を実施するとともに、発生予防に向け継続した周知等を行う必要があります。



基本方針

空き家・空き地の増加抑制に向け、所有者等による適正管理を促進するとともに、官民が連携した空き家の除却や利活用を推進し、都市のスポンジ化の抑制を図ります。

＜主な取組＞

- ・空き家等の発生を予防するため、ガイドブック等を使用したセミナーを開催し、事前準備の重要性を周知します。
- ・関係団体と連携を図り、所有者等による空き家等の適正管理を推進し、危険な空き家の除却や空き家バンクによる利活用を促進します。
- ・良好な土地利用を図るため、低・未利用地に関する情報を公開するとともに、適正な土地利用事業の規制誘導を行います。

＜構成事業＞

- ・空家等対策推進事業 ・土地利用対策事業

政策分野2 交通・道路

■将来のまちの姿

だれもが安全に円滑な移動ができる快適なまち

■成果指標

(総合計画モニター200人が「将来のまちの姿」であると回答した人の割合から算出)

	策定時 令和3(2021)年度	現状 令和7(2025)年度	後期目標 令和13(2031)年度
評価平均点	2.40	2.50	3.10
高評価者の割合	14.1%	19.6%	35.0%



実証運行中の自動運転バス



五味島岩本線開通後の様子

■施策1 公共交通ネットワークの確保



《前期の主な取組》

- ・コミュニティ交通の継続運行や地域公共交通事業者への支援に加え、廃止された路線バスの代替交通を運行するなど、公共交通ネットワークを維持・確保しています。
- ・自動運転バスやAI オンデマンドバスなど、新たな交通システムの実証や導入を行いました。
- ・バリアフリー基本構想に基づき、鉄道事業者が実施する富士川駅のエレベーターや多目的トイレ等の設置を支援しています。

《現状と課題》

本市は、過度に自動車に依存した交通体系になっており、人口減少時代や深刻な運転士不足の状況下においても、市民の暮らしの質を維持すべく公共交通ネットワークを将来にわたって確保する必要があります。

基本方針

公共交通を集約・連携型都市づくりに欠かせない「都市の装置」として位置付け、官民の適切な役割分担により、持続可能な公共交通ネットワークの確保を図ります。

《主な取組》

- ・公共交通をみんなで支え・育て・守ることができるよう、市民・交通事業者・行政が協働して利用促進を図るための体制づくりや、市民意識の啓発、環境整備などを推進します。
- ・移動制約者等の移動手段を確保するため、コミュニティ交通を行政が自主運行するなど、地域の実情に応じた多様な公共交通サービスを提供します。
- ・地域公共交通事業者への運行支援による路線の維持・確保のほか、交通事業者との連携によりバリアフリー化等を促進し利用環境の改善などを図ります。
- ・自動運転バスやAI オンデマンドバスの運行等により、新富士駅・富士駅間やまちなか、観光拠点のアクセス向上や公共交通の利便性向上を図ります。

《構成事業》

- ・公共交通振興事業 ・自主運行バス等運行事業 ・公共交通支援事業 ・バリアフリー基本構想推進事業
- ・MaaS・新交通システム推進事業 など

■施策2 快適な道路ネットワークの構築



＜前期の主な取組＞

- ・本市場大淵線や、富士川かりがね橋のアクセス道路となる五味島岩本線など、幹線道路の整備を進めています。
- ・日常生活の利便性や住環境の改善を図ることができる安全な生活道路の整備を進めています。
- ・子どもや高齢者などに配慮した歩道整備を進めるとともに、自転車の通行空間を整備し、安全・快適な移動の確保を図っています。



＜現状と課題＞

渋滞解消のほか、安全・快適な移動の確保が求められていることから、円滑な道路ネットワークの構築を図るとともに、歩行者や自転車の安全性に配慮した道路整備を進める必要があります。

基本方針

市内の南北・東西方向の道路の多重性や代替性を確保するとともに、生活道路や歩行者・自転車走行空間を整備し、安全・安心で快適な道路ネットワークの構築を図ります。

＜主な取組＞

- ・南北間のアクセス向上において要となる本市場大淵線や、富士川かりがね橋のアクセス道路となる五味島岩本線などの幹線道路を整備し、道路ネットワークの強化を図ります。
- ・渋滞の緩和について、実態を正確に把握したうえで、柔軟な対応を検討します。
- ・日常生活の利便性や消防・救急活動の円滑化、日照・通風の確保など、住環境の改善を図ることができる安全な生活道路を整備します。
- ・自転車走行空間のネットワークを形成し、安全・快適な移動の確保や本市ならではの観光資源などとの連携を図るとともに、子どもや高齢者などの交通弱者に配慮した歩道整備を推進します。

＜構成事業＞

- ・本市場大淵線整備事業 ・五味島岩本線整備事業 ・中島林町線整備事業 ・左富士臨港線整備事業 など

■施策3 道路メンテナンスの推進



＜前期の主な取組＞

- ・道路施設の状況を把握し、道路メンテナンス補助金や防災・安全交付金により、計画的かつ効率的に維持管理を行っています。
- ・事故等の防止に向け、定期的なパトロールによる施設破損の早期発見などに取り組んでいます。
- ・駅前広場や市営駐車場・駐輪場施設において、利用者の利便性を確保するため、適切な整備及び維持管理を行っています。



＜現状と課題＞

道路施設の老朽化が進み、維持管理負担や更新需要の増大が見込まれるため、安全性の確保やトータルコストの縮減などを踏まえた維持管理を行い、快適な道路環境を持続させる必要があります。

基本方針

道路施設の効率的かつ効果的な長寿命化など、予防保全の考え方を取り入れた道路メンテナンスの推進を図ります。

＜主な取組＞

- ・橋梁等の道路施設において、老朽化対策や定期点検の実施による予防保全的な維持管理などを推進します。
- ・ICTの活用や定期的なパトロールによる施設破損等の早期発見などに取り組み、事故等の防止を図ります。
- ・富士駅・新富士駅等の駅前広場の適切な維持管理を継続するとともに、利用者の利便性を継続的に確保するため、市営駐車場・駐輪場施設の長寿命化や再配置に取り組めます。

＜構成事業＞

- ・橋梁長寿命化・耐震補強事業 ・道路維持管理事業 ・駐車場等維持管理事業 ・駅前広場維持管理事業

政策分野3 景観・公園・住宅

■将来のまちの姿

富士山が映える景観のもと 花と緑があふれ だれもが安心して住めるまち

■成果指標

(総合計画モニター200人が「将来のまちの姿」であると回答した人の割合から算出)

	策定時 令和3(2021)年度	現状 令和7(2025)年度	後期目標 令和13(2031)年度
評価平均点	3.34	3.52	3.70
高評価者の割合	49.0%	59.3%	65.0%



中央公園バラ花壇の様子



市営住宅岩本山団地

■施策1 美しい景観の保全・創出



《前期の主な取組》

- ・富士見大通り沿道の違反広告物調査や是正指導を実施し、富士山の眺望を阻害しない良好なまちなみ景観の形成を図っています。
- ・市内巡回パトロール実施による違反広告物の簡易除却を行っています。
- ・無電柱化推進計画に基づき無電柱化の推進を図っています。

《現状と課題》

違反広告物が無秩序に氾濫し、富士山の映える良好な景観を阻害していることから、調査や是正指導を実施するとともに、屋外広告物の適正化に向け市民や事業者等の意識を高める必要があります。

基本方針

市民・事業者等と協働により富士山が映える都市づくりを推進し、本市の特徴を活かせる美しい景観の保全・創出を図ります。

《主な取組》

- ・優れた自然と調和した良好な景観の形成を図るため、景観条例及び景観計画に基づく届出の審査、指導及び啓発を行います。
- ・都市景観の向上を図るため、景観の阻害要因である電柱及び電線の地中化を図ります。

《構成事業》

- ・景観形成事業 ・屋外広告物管理事業 ・無電柱化推進事業 など

■施策2 花と緑の環境の創出



《前期の主な取組》

- ・富士川左岸緑地の再整備や原田公園、富士西公園の整備を進めてきました。
- ・公園施設や街路樹の適切な維持管理と長寿命化対策事業を進めています。
- ・花いっぱい運動など様々な取組により、地域・家庭緑化の推進と市民の緑化意識の醸成を図っています。

《現状と課題》

公園・緑地を中心に、市民が日常的にふれあう緑を適切に管理し、質の高い緑としていくことや、市民・事業者の意識の醸成を図り、緑の育成、活用への関わりを広げていく必要があります。



基本方針

多くの人々が利用しやすい公園となるよう、民間活力の導入などを通じて、公園・緑地の利活用を推進するとともに、緑化活動の担い手を育み、緑と花を活かしたまちづくりを進めます。

《主な取組》

- ・既存公園の長寿命化対策及び公園の特性に応じた利活用を推進します。
- ・富士川右岸緑地や比奈公園の整備を進めるとともに、既存公園の改築更新を図ります。
- ・都市公園のストック再編を推進し、配置の適正化に取り組みます。
- ・市民参画による公園づくりを進めます。
- ・花と緑を育てる市民活動等に対する支援及び緑化イベントなどによる花と緑の情報発信を行います。
- ・緑のいえなみ整備事業により家庭や事業所緑化を推進します。
- ・市民の花「バラ」の普及推進を図ります。

《構成事業》

- ・公園施設長寿命化事業 ・都市公園民間活力導入推進事業 ・公園緑地維持管理事業 ・公園愛護会事業
- ・地域・家庭緑化推進事業 など

■施策3 安心して快適な住宅の確保



《前期の主な取組》

- ・多世代同居・近居支援奨励金や在宅テレワーク対応リフォーム補助金等、テレワークや子育てに配慮した住まいに対する支援を実施しています。
- ・市営住宅において、長寿命化計画に基づいた改修やバリアフリー工事などを実施し、セーフティネット機能としての住宅環境の改善を図っています。
- ・長期優良住宅認定を実施するとともに、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の導入を促進しています。

《現状と課題》

各世代にとって安心して快適な住宅の確保が求められていることから、多様なニーズに対応した居住環境の形成と、施策の周知を進める必要があります。



基本方針

安全な住宅の建築を誘導するとともに、官民が連携した住宅セーフティネットの構築に取り組むなど、だれもがいつまでも暮らせる安心な住宅の確保を図ります。

《主な取組》

- ・耐久性や耐震性、省エネルギー性能が高い、各世代が住みやすい良質な住宅の普及及び啓発を行います。
- ・市営住宅の集約や再編に取り組むとともに、官民連携の住宅セーフティネットの構築を図ります。
- ・確実な法令の遵守による無秩序な建築等の規制や優良建築物の普及促進などを実施し、住宅の安全確保や良好な市街地形成を図ります。

《構成事業》

- ・住宅施策計画推進事業 ・市営住宅運営管理事業 ・建築許可・認定等事業 など